

令和元年 第3回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 元年 9月 3日 開会

令和 元年 9月13日 閉会

大 樹 町 議 会

令和元年第3回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月3日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会報告
- 第 7 陳情第 4号 「日米貿易協定交渉に関する意見書」採択に関する陳情書について
- 第 8 報告第 4号 平成30年度健全化判断比率について
- 第 9 報告第 5号 平成30年度資金不足比率について
- 第10 議案第 50号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第11 議案第 51号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第12 議案第 52号 大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第 53号 大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第 54号 大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第 55号 大樹町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第 56号 大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17 議案第 57号 大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第 58号 令和元年度大樹町一般会計補正予算（第4号）について
- 第19 議案第 59号 令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について
- 第20 議案第 60号 令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第 61号 令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 認定第 1号 平成30年度大樹町一般会計決算認定について
- 第23 認定第 2号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

決算認定について

- 第24 認定第 3号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第25 認定第 4号 平成30年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第26 認定第 5号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第27 認定第 6号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第28 認定第 7号 平成30年度大樹町水道事業会計決算認定について
第29 認定第 8号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
第30 審査意見書
第31 決算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 鈴木敏明 |
| 総務課参事 | 林英也 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事 | 大塚幹浩 |
| 住民課長 | 楠本正樹 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 佐藤弘康 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 高橋教一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬尾さとみ |
| 町立病院事務長 | 小森力 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見由香 |

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康
瀬 尾 裕 信
清 原 勝 利
村 田 修

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜
水 津 孝 一

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 任

松 木 義 行
太 田 翼

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

8番 西田輝樹君
9番 菅敏範君
10番 志民和義君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容について報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る8月26日、運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、ご報告申し上げます。

本定例会への提出案件は、陳情1件、報告2件、委員の候補者推薦2件、条例の改正6件、補正予算4件、決算認定8件、一般質問は7議員12項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から9月13日までの11日間とし、会期日程はお手元に配付したとおりいたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくご報告申し上げます。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月13日までの11日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

松木議会事務局長。

○松木議会事務局長

それでは、6月10日開会の第2回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告でございます。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果につきまして、別紙のとおり報告がございましたので、書類を添付させていただきました。

第2、一部事務組合議会等につきまして。

南十勝複合事務組合議会の定例会が8月29日、大樹町で開催され、西田、松本、寺嶋3議員が出席をしております。

第3、委員会関係でございますが、総務常任委員会を3回、経済常任委員会を1回、それから総務、経済合同の道内先進地行政視察を行っております。また、広報広聴常任委員会につきましては、委員会を1回、各部会を1回ずつ開催しております。

次のページでございますが、議会運営委員会につきましては3回の開催となっております。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しいたさたく、以上をもちまして、諸般の報告を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和元年7月17日開会の第4回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の令和元年度大樹町表彰式についてですが、大樹町表彰条例に基づく被表彰者の推薦を受け、去る8月22日、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおりご決定をいただきました。

なお、この後、開催される家畜品評会などの結果により奨励賞が追加となる場合がありますので、この場合は次回の議会でご報告を申し上げます。

2番目の航空宇宙関連ですが、航空宇宙関係の実験としては、7月27日にインターステラテクノロジズ社が、宇宙空間到達を目指して観測ロケットMOMO4号機の打ち上げ実験を、8月1日にJAXAがペロブスカイト太陽電池の気球飛翔実験を、8月7日から27日には、電気通信大学が飛行ロボットの自律飛行制御実験を行っており、要請関係では、7月29日から30日に十勝圏活性化推進期成会とともに、とちち宇宙期成会として、国会議員や関係省庁等への要請を行っております。

3番目の十勝圏複合事務組合への一般廃棄物処理に係る要請についてですが、去る8月28日に、かねてよりご説明をしておりました可燃物の中間処理について、広尾町長及び幕別町長とともに、十勝圏複合事務組合長であります帯広市長を訪問し、十勝圏複合事務組合で運営している中間処理施設の更新に合わせ、3町の可燃物の処理を行っていただけるよう要請をしまいいりましたので、ご報告を申し上げます。

4番目の農作物の生育状況については、別紙を添付しておりますが、農作物全体では並から良。遅れている小豆並びに大豆の生育も8月15日から見てやや回復傾向であり、今後に期待をしているところであります。

5番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を8件、物品購入契約を1件、財産処分契約、立木の処分であります1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

6番目のその他、来町者、会議出席関係については、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

始めに1、英語指導助手の契約更新及び新規契約についてでございます。

現在任用しておりますレイエス・アレックス・パトリシオ氏を引き続き任用、更新を行うほか、7月下旬まで3年間任用していたチュング・アダム・パトリック・ワイサン氏の後任として、新たにオーストラリア、トゥーンバ出身のバーリー・トービ・スティーブン氏を任用いたしました。

グローバル化の進展に対応し、子どものころから英語に親しむことのできる指導体制を維持するため、引き続き2名体制により認定こども園、小中学校、大樹高校での外国語活動の充実を図ってまいります。

2、優秀選手派遣についてでございます。

(1)の第50回北海道中学校陸上競技大会が7月26日から旭川市において開催され、大樹中学校3年生、工藤哉真斗君、折笠健信君、川口颯斗君、林秀吉君、松久南斗君、嶋田賢人君、大樹中学校2年生、乾渉大君を派遣しております。

結果は、工藤君、折笠君、川口君、林君、松久君、嶋田君が400mリレーに、また、工藤君が110mハードルに、乾君が1,500mと3,000mにそれぞれ出場し健闘いたしましたが、残念ながら予選敗退しております。

3番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動の主なものとして、(1)主催事業では、7月6日の日帰り体験活動をはじめ、4事業を実施しており、8月3日には姉妹都市、相馬市の子ども親善使節団を、ホームステイが困難な状況から初めてSTEPで受け入れました。また、8月18日からは友好都市、吉岡町の子ども30名を7年連続受け入れ、子ども交流事業を実施しております。

(2)、(3)の受入事業では、町内外11の事業を、(4)共催事業では、保育園や認定こども園での活動を定期的に行うほか、(5)その他では、6月14日インターステラテクノロジズ社見学ツアーを実施しております。詳細につきましては記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会報告

○議長

日程第6 委員会報告の件を議題といたします。

調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

始めに経済常任委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

それでは、総務・経済常任委員会による合同行政視察の結果を、次のとおり報告いたします。

1、調査事件名。

公共施設の整備についてと地中熱エネルギーの利活用について。

2、調査目的。

今後の公共施設の整備と地中熱エネルギーの利活用に向けた調査検討を目的とする。

3、調査年月日。

令和元年8月5日から6日までの2日間。

4、視察場所。

弟子屈町の釧路北部消防事務組合消防本部と浜中町の浜中町役場新庁舎建設地及び浜中町茶内保育所を視察しました。

5、視察参加者。

総務常任委員6名、経済常任委員6名、事務局2名、職員3名の計17名です。

6、調査報告

視察場所における各調査結果については記載のとおりとなっております。内容の具体的報告を割愛させていただきます。

7、まとめ。

現在、大樹町役場庁舎は、築後50年近く経過しているため経年劣化が著しく、耐震強度の不足も判明していることから、改築に向けて実施設計を行っており、行政庁舎や防災拠点施設としての機能確保と同時に、利便性の向上、施設の効率的利活用、ライフサイクルコストや環境に配慮した設備・構造、建築コストの抑制等に重点を置く必要があります。

そこで、二酸化炭素排出量の増大に伴う地球温暖化問題や石油資源をはじめとした化石燃料の枯渇問題等の山積する諸課題に対応すべく、従前の油炊きボイラーに代わる地中熱利用システムの利活用について検討されているところであります。

地中熱利用システムは、メリットとして外気温に影響を受けない冷暖房設備の確保、電気料や修繕費等のランニングコストの低減、年間二酸化炭素排出量の抑制、年間エネルギー消費量の節減、火気不使用による火災リスクの軽減等、経済性・環境性に優れた点がある一方、デメリットとして工期の長期化、高額なイニシャルコスト、熱源確保のための敷地の必要性、システム自体の実績が乏しいことなどによる実証実験等の蓄積データ量の不足など、諸課題があると再認識するに至っております。

弟子屈町、浜中町ともに、高率の補助制度を利用することで、イニシャルコストが大幅に低減したことが地中熱利用システムの導入に至った大きな要因であります。住民の負担が少しでも軽減できるよう将来的なビジョンを明確に持って、こうした補助制度を利用することが不可欠であると考えられます。

現在、国は環境に優しい地中熱利用システムの普及推進を掲げており、本町においてもこの補助制度を利用する好機にあると考えられるため、地中熱利用システムを導入することが最善の選択肢とも考えられます。

しかし、小規模な施設建設に対する実績はそれなりにある一方、大規模な施設建設に対する実績が乏しいことや災害時の対応に問題がないかという点においては不安が残るため、再生可能エネルギーの利活用については、多方面から検討を重ねて時代に合致したものを選択しなければなりません。

さらに、業者選定においても既に稼働している施設を持つ市町村からの情報を参考に、十分に検討して選考する必要があります。住民の意見集約の観点からも、主軸たる議会と長部局との調整の場である議員協議会等を通して、情報共有を図っていくことが肝要であります。

今後の公共施設の整備については、役場庁舎のみならず、学童保育所やプール、図書館、避難施設、晩成温泉、屋外ゲートボール場、一部事務組合の施設なども想定されております。大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略等を基本として、国の補助制度に惑わされることなく、行財政計画をもとに3年先、5年先のビジョンを立てながら、年次ごとに検証を重ねていく必要があります。

本町においては、既に太陽光エネルギーや木質バイオマスエネルギーを導入している施設もあるため、地中熱利用システムの導入を行う場合には、同時に住民に対して一貫した方向性やビジョンを明確に示していくことも必要であると考えます。

以上です。

○議 長

委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

次に、総務常任委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

先の定例会において、本委員会に付託されました所管事務調査の結果について、報告の内容を抜粋して報告申し上げます。

1、調査事件名。

介護従事者の実態について。

2、調査目的。

現在、介護を必要とする方の増加に対応するための人材確保が最重要課題の1つとなっており、国においても人材確保のため、介護従事者の処遇改善等を通じた取り組みを進めてい

ますが、地域ごとに環境が異なることから、本町の介護事業所について現状と課題を調査し、本町の介護サービスの充実と人材の確保に資することを目的とする。

3、調査年月日。

令和元年8月30日の1日間。

4、調査対象。

町立の特別養護老人ホームと老人デイサービスセンター、社会福祉法人光寿会の介護老人保健施設と通所リハビリ、訪問介護事業所、企業組合ひなたぼっこのデイサービスと訪問介護事業所であります。

5、調査方法。

あらかじめ事業所に対し、介護サービスの利用者数や傾向、職員や有資格者の人数、介護職員の経験年数や採用等の状況、処遇改善加算措置の活用状況等について調査票の記入をお願いするとともに、調査票の回収にあわせて各事業所担当者との面談による聞き取り調査を行っております。

6、調査結果。

町の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、平成29年10月末現在の要介護等認定者数は382人、第1号被保険者数に対する割合は19.4%ですが、これが令和7年度には、それぞれ477人、24.4%となるものと推計されています。

今回の調査における町内事業所の直近1カ月の利用者の実人員は、施設介護153人、通所介護・通所リハビリが182人、訪問介護が101人で、町外利用者や複数のサービス利用者があることを考慮しても介護サービスに対するニーズは高いものと考えられます。

都道府県の介護保険事業計画の集計では、今後、国内で必要とされる介護職員は、令和7年度末までには約55万人、年間6万人程度の育成確保が必要で、現状のままで推移した場合、厚生労働省では約34万人程度が不足すると見込んでいます。町内事業所においても人手不足は深刻で、募集しても応募がない、採用に至らないとの報告も受けております。

介護報酬への加算措置の利用状況ですが、報酬の引き上げ効果はあるものの、介護事業所には直接介護現場に携わらない職種の職員もおり、介護職員のみを対象とした加算措置による賃金格差の発生に懸念を示す事業所もありました。平成29年12月に閣議決定された新しい経済政策パッケージに基づく新たな加算措置も10月から講じられますが、職種間の賃金格差の拡大や算定対象となる職員が確保できないなどの理由により、届け出（取得）を困難とする事業所もありました。

介護人材の有効求人倍率は、大都市圏が高く、地方においても都市部と郡部に応募者に差があり、管内的に見ても帯広市やその近隣事業所への応募はあるものの、町村部への応募は少なく、関係者を通じた紹介などにより人員を確保しているとの実態も確認いたしました。

その反面、子どもの医療費が無料であるなど、都市部にはない子育てや生活支援策など、住みやすさを評価する声もあり、介護人材を郡部に呼び込む可能性についての示唆と受けとめたところでもあります。

十勝管内には地元の介護事業所の就業者を対象に、支度金や住宅準備、養育支援などの補助制度を設けて人材確保に取り組んでいる自治体もあり、そのような取り組みを期待する声も寄せられています。

賃金水準の低さが介護人材不足の大きな要因の1つと言われていますが、介護福祉士等の教育施設でも定員割れがみられること、新卒者は減少傾向にある上、若年層の都市部への流出傾向が続いていることなど、経済が順調なことによる労働力の総体的な逼迫や、利便性や生活環境に恵まれた都市部への流出など、賃金以外にも様々な要因があると考えられます。

今回、介護従事者の処遇改善に関する陳情も踏まえ、町内の介護事業所の実態調査を行いました。介護サービスの安定供給と充実強化を図るためには、持続性の高い介護保険制度を確保するための負担の在り方についての考察も必要であり、国が段階的に進めている人材確保に向けた取り組みについて、引き続き、その推移と効果を見定めるとともに、介護関係者が地域で安心して生活できる環境の整備などについての配慮も必要ではないかとの意見も申し添えて報告とさせていただきます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議 長

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◎日程第7 陳情第4号

○議 長

日程第7 陳情第4号「日米貿易協定交渉に関する意見書」採択に関する陳情書についての件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

本陳情について、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり所管の常任委員会に付託することにいたします。

◎日程第8 報告第4号

○議 長

日程第8 報告第4号平成30年度健全化判断比率についての件を議題といたします。

報告者から内容の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第4号平成30年度健全化判断比率について、ご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。まず、実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから算定されません。連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び5特別会計が黒字であること、病院、水道事業会計における資金不足が発生していないことから、算定されません。実質公債費比率は、前年度対比0.3ポイントマイナスの9.3%、将来負担比率は、前年度対比11.9ポイントマイナスの11.5%と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

これらの内容につきましては、去る8月9日に監査委員への説明と内容の審査をお願いし、意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げ、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

ただいま報告第4号平成30年度健全化判断比率について報告がありましたので、これより報告に対する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第4号平成30年度健全化判断比率についての件を終了いたします。

◎日程第9 報告第5号

○議 長

日程第9 報告第5号平成30年度資金不足比率についての件を議題といたします。

報告者から報告内容の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第5号平成30年度資金不足比率について、ご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、公共下水道事業、水道事業、国民健康保険病院事業が対象となりますが、3事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

これらの内容につきましては、去る8月9日、監査委員への説明と内容の審査をお願いし、意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げ、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

ただいま、報告第5号平成30年度資金不足比率について報告がありましたので、これより報告に対する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第5号平成30年度資金不足比率についての件を終了いたします。

◎日程第10 議案第50号及び日程第11 議案第51号

○議 長

日程第10 議案第50号人権擁護委員の候補者推薦について及び日程第11 議案第51号人権擁護委員の候補者推薦についての2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題となりました議案第50号並びに議案第51号、人権擁護委員の候補者推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第50号では、人権擁護委員のうち佐川ちづる氏が令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、佐川ちづる氏を人権擁護委員としてご推薦いたしたく、ご提案を申し上げます。

佐川氏におかれましては、平成21年3月まで大樹町立病院に勤務をされておりました方で、地域、また、町のほうにおきましてもご活躍をされております。

人格、識見高く、また、平成25年10月より人権擁護委員として就任をされており、適格者と認めるところでありますので、ご提案をするところであります。

内容を朗読して説明にかえさせていただきます。

人権擁護委員のうち、佐川ちづる氏は、令和元年12月31日をもって任期満了となるの

で、この後任として次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めたい。

大樹町字浜大樹231番地。

佐川ちづる氏。

昭和23年8月14日生まれ、71歳。

任期は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3カ年であります。

引き続きまして、議案第51号であります。人権擁護委員のうち岩崎真理氏が令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任として五十嵐忠孝氏を推薦いたしたく、ご提案を申し上げるものであります。

五十嵐忠孝氏は、平成25年3月まで大樹高等学校教諭として勤務をされていた方です。民生委員としての活動など福祉分野での経験も長く、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として適任者と考えているところであります。

内容を朗読して説明にかえさせていただきます。

人権擁護委員のうち、岩崎真理氏は、令和元年12月31日をもって任期満了となるので、この後任として次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めたい。

大樹町柏木町11番地2。

五十嵐忠孝氏。

昭和28年2月27日生まれ、66歳。

任期は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3カ年であります。

なお、議案下段に参考条文として人権擁護委員法の抜粋を掲載させていただいておりますので、ご審議の上、同意賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

両事件につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定に基づき、討論を省略いたします。

これより、議案第50号人権擁護委員の候補者推薦についての件を採決いたします。

本案は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

次に、議案第51号人権擁護委員の候補者推薦についての件を採決いたします。

本案は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第52号

○議 長

日程第12 議案第52号大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第52号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正をお願いするもので、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年4月に公布されたことに伴い、住民基本台帳法に基づき施行している印鑑証明について、旧姓を併記するよう改正するものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

それでは、議案第52号大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、内容のご説明をいたします。

まず、この条例を改正する主な理由でございますが、社会において女性が旧姓を使用しながら活動するケースが増加していますが、その中で様々な活動の場面において旧姓を使用しやすくするという観点から、住民票やマイナンバーカードなどへの旧姓につきまして、法令上、旧氏と呼んでおりますが、旧氏の記載について可能とするため、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が平成31年4月11日に公布され、令和元年11月5日から施行されることとなりました。

これに伴いまして、旧自治省通知でございます印鑑登録証明事務処理要領通知の一部改正も行われたため、当町の条例につきましても所要の規定の整備や文言の整理を行うものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

第5条は、印鑑登録原票に登録する氏名につきまして、氏に変更があり、その者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合は、氏名に加え旧氏も登録するというものでございます。

また、今回の法施行令等の一部改正に伴いまして、外国人住民の通称の定義に係る根拠条文の条ずれを修正するほか、次のページに移りまして、そのほか語句訂正を行うものでございます。

第12条は、登録印鑑の条件に関する規定に、旧氏に関する文言を加えるものでございます。

続きまして第15条は、印鑑登録証明書に記載する氏名について、氏に変更がありその者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合には、氏名に加え旧氏も記載するほか、そのほか語句訂正を行うものでございます。

次のページに移りまして、最後に附則でございますが、この条例につきましては、もととなります政令の施行日と合わせまして、令和元年11月5日からの施行を予定するものでございます。

以上をもちまして、説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

もう国の制度で条例は変わっていくのですけれども、変わることによってシステム台帳のシステムの改修も変わるのか変わらないのか。変わるとしたらどのようなシステムに改修費用がかかるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

今回の改正に伴いまして、システム改修があるのかというご質問でございますが、システム改修につきましては11月5日施行、発行できるように進めているところでございます。

予算の関係ですが、今回の改修につきましては通常の保守の料金の中での対応ということになります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

確認のために質問させてください。

旧氏の関係、内容的には理解をしましたが、本人の選択で旧氏だけ登録するのか、それとも新しい姓と古い姓と両方なのかということ、そこちょっと説明してください。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

ただいま菅議員から、現在の姓と旧氏の表記がどのような表記になるのかというご質問でございますけれども、一応、基本的には本人の申し出によりまして、旧姓を表示したいという方につきましては戸籍謄本を用意していただいて、マイナンバーカードかもしくは通知カード、そちらを窓口に提出していただくと、まずは住民基本台帳のシステムに併記として旧姓が登録されます。

それをやることによりまして、今回の印鑑登録証明もそうですけれども、住民票にも表示されますが、表記のされ方としては現在の姓に加えまして併記として旧姓が登録されると。それは場合によって旧姓を表示しないようにしてくれですとか、表示したいという選択はできなくて、一度そういう登録をした場合は現在の姓に旧氏が併記されるという、表示が固定されます。本人の申し出によって旧氏の併記を取り消すことはできるのですけれども、再度登録してほしいということとはできないような中身になっております。基本的には固定で表記されるという内容になってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第52号大樹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第53号

○議 長

日程第13 議案第53号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第53号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正をお願いするもので、子ども・子育て支援法等の一部が改正され、3歳以上の子ども及び3歳未満の非課税世帯に属する子どもの保育料等が本年10月から無償化されることに伴い、同法等に基づき保育料を定めている本条例についても改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第53号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

国では、少子高齢化に取り組むため、消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部がそれぞれ改正され、令和元年10月から、

3歳以上の子ども及び3歳未満の非課税世帯に属する子どもの保育料を無償化することになっております。

それに伴い、保育料を定めております大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正して、対象児童の無償化を図るものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第2条、利用者負担額についての規定です。

第1項は、満3歳未満児の利用者負担額、第2項は満3歳以上の子どもの利用者負担額について、今回の改正で零と改めるものです。

2ページの別表1は、1号認定幼稚園部門の満3歳以上の子どもの利用者負担額表は、今回の改正で削除することとします。

3ページ、4ページにかけての別表には、2号及び3号認定保育部門の満3歳未満児及び満3歳以上の子どもの利用者負担額表で、別表2を別表と改め、第2階層の3歳未満の非課税世帯の利用者負担額を零と改めるとともに、満3歳以上の子どもの利用者負担額の欄を削除するものです。

附則ですが、本条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第53号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第54号

○議 長

日程第14 議案第54号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第54号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするもので、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に関連した条例改正で、子ども・子育て支援法等及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、同様の内容を規定しております本条例の一部改正をするものであります。

また、国の制度では、認定こども園等に入所している3歳以上の児童の副食費は実費徴収することとされておりますが、子育て世帯の負担軽減を図るため、町では副食費も無償化とする改正であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第54号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案第53号と同様に、令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に関連した条例改正であり、子ども・子育て支援法に子育てのための施設利用給付が創設されたことなどによる改正及び国で定めております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により、同様の内容を規定しております大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

また、国の制度においては、認定こども園などに入所している3歳以上の子どもの副食費については実費徴収することとなっておりますが、子育て世帯の負担軽減を図るため、大樹町独自に副食費を無償とする内容を盛り込んでおります。

主な改正内容は、支給認定、支給認定保護者、支給認定子どもなどの文言を教育・保育給

付認定、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定子どもにそれぞれ改めます。また、教育・保育給付認定子どもの定義の新設、認定こども園などに入所している3歳以上の子どもの副食費の免除の規定、市町村が認めた場合における連携施設の保育義務の緩和及び免除についての規定を追加するものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第2条は、用語の定義についての規定で、第12号に満3歳以上の子ども、第13号に満3歳に達した子ども、第14号に満3歳未満児、第15号に市町村民税所得割合算額、第16号に負担額算定基準の子どもの定義が設けられたことに対応するため、改正を行っております。

9ページをお開き願います。

第13条第4項第3号で、副食費の免除について規定しております。

23ページをお開き願います。

第42条第2項に、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合は適用しないことができる規定。

24ページ、第3項に、特定地域型保育事業者による代替保育に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない旨の規定。

第4項に、特定地域型保育事業者による満3歳未満保育認定子どもが当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは適用しない旨の規定。

第5項に、児童福祉法に規定する定員が20名以上の施設で満3歳未満保育認定子どもが、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、連携協力を行う者として適切に確保しなければならない旨の規定。

26ページ、第8項に、保育所型事業所内保育事業を行う者について、町長が適当と認めるものについては、連携施設の確保をしないことができる規定をそれぞれ国の基準に合わせて新設しております。

31ページ、第50条の特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育の準用の規定。

32ページ、第51条の特別利用地域型保育の基準。

35ページ、第52条の特定利用地域型保育の基準をそれぞれ国の運営基準に合わせて改正しております。

36ページ、附則第3条は、1号認定子どもに対する施設型給付費の経過措置を設けておりましたが、利用者負担額に関連する項目であることから、今回の無償化に伴い削除するものです。

附則ですが、本条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に該当する大樹の保育施設はどこがあるのですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

大樹で該当する施設は今ございません。

○議 長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第54号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第55号

○議 長

日程第15 議案第55号大樹町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第55号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正をお願いするもので、本件につきましても、本年10月から実施をされます幼児教育・保育の無償化に関連した子ども・子育て支援法等の改正に伴う条例の改正であります。

幼児教育・保育無償化は、対象児童が保育所や認定こども園等を利用できず、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業などを利用した場合についても無償化の対象となりますが、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定が必要となることから、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第55号大樹町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第53号、第54号と同様に、令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に関連した条例改正であり、子ども・子育て支援法等の改正に伴う改正であります。

幼児教育・保育無償化の対象児童が保育所や認定こども園などを利用できず、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業などを利用した場合についても幼児教育・保育の無償化の対象となりますが、無償化の対象となるためには保育の必要性の認定が必要となることから、今回、大樹町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正して対象者を追加するものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第3条、保育の必要性の事由についての規定です。

中段法第19条第1項第3号の次に、法第30条の4第1項第2号及び同項第3号を追加するものです。

附則ですが、本条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

改正後の中に、法第30条の4項第1項第2号及び何とかというようなことで文言があるのですが、具体的にはどういうふうなことなのか、それから、従前保育にかける子どもってお母さん働いているとかお母さんが病気とか、いろいろ介護の人が必要とかという7つ、8つぐらいの条件があったと思うのですが、そういうことも言っているのでしょうか、この条例の中で。

○議長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、1点目の法第30条の4の第1項、これの第2号については、満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過した子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な者ということと定義をされております。

また、第3号は、非課税世帯の満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難である者のうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯である者ということであつております。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第55号大樹町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第56号

○議 長

日程第16 議案第56号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第56号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするもので、ゼロから2歳を対象として実施をしている家庭的保育事業等について、3歳以降の児童が入所する連携施設の確保が義務付けられております。

このたび、児童福祉法及び国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、連携施設の確保や自園調理の基準が緩和されたため、同様の内容を規定しております本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第56号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

ゼロから2歳を対象としている家庭的保育事業等について、3歳以降の子どもが入所する連携施設の確保を義務付けられております。このたび、児童福祉法及び国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、連携施設の確保や自園調理の基準が緩和されたため、同様の内容を規定しております大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について改正するものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第6条第2項は、家庭的事業者等による代替保育の提供に係る連携施設についての規定。

第3項は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供場所及び事業所についての規定。

第4項は、家庭的保育事業者等が3歳以降の子どもの受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合は不要とする規定。

第5項は、家庭的保育事業者等は、企業主導型保育に係る施設及び認可外保育施設の3歳以降の子どもの受け皿の提供を行う連携施設を確保する規定をそれぞれ国が定める基準に合わせて追加するものです。

第16条第2項第4号は、調理業務の委託者についての規定を国の基準に合わせて追加す

るものです。

第45条第2項は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所についての規定を国の基準に合わせて追加するものです。

附則第2条第2項は、家庭的保育事業について、自園調理への移行に向けた努力義務と自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とする規定を国が定める基準に合わせて追加するものです。

附則第3条は、連携施設を確保しないことができる経過措置を国が定める基準に合わせて5年から10年に改めるものです。

附則ですが、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第56号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第57号

○議 長

日程第17 議案第57号大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第57号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正をお願いするもので、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布され、同法により地方公務員法の一部が改正されたことにより、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除する改正であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第57号大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

最初に、条文の説明に先立ちまして概要を説明させていただきます。

この改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が本年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴う改正となっております。

地方公務員法第16条では、職員となることができない欠格条項が規定されておりますが、今回の改正により成年被後見人、または被補佐人の規定が削除されましたので、非常勤特別職の地方公務員である消防隊員につきましても同様の改正を行うものとなっております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第5条は、消防団員となることができない欠格条項についての規定でございますけれども、第1号の成年被後見人または被補佐人を削除し、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第2号の禁固の字句修正、第3号の免職を懲戒免職とする改正は、国の通知に基づき改めるものでございます。

第6条第2項第1号の改正は、第5条の改正により第3号が第2号となることから改正するものでございます。

附則になりますけれども、この条例は公布の日から施行することとしてございますけれども、施行日につきましては地方公務員法の施行日に合わせ、公布することを予定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第57号大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第58号

○議 長

日程第18 議案第58号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第58号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町一般会計補正予算(第4号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ5,584万円の追加と債務負担行為の設定、地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますよ

うお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それでは、議案第58号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,584万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億4,185万1,000円とするとともに、債務負担行為の設定と地方債の補正を行うものでございます。

最初に資料で説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

なお、補正予算財源内訳につきましては、特定財源のあるもののみ説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、総務費、企画費、宇宙のまちづくり推進事業、負担金、補助及び交付金で2,100万円の増。クラウドファンディング活用支援事業補助金で、財源は全額が寄附金で魅力あるまちづくり推進資金寄附金でございます。

次に、電子計算費、電子計算一般管理費、負担金、補助及び交付金で236万3,000円の増。社会保障・税番号制度に伴う中間サーバーの利用負担で、内訳は次期システムの設計構築に係る経費負担額161万6,000円と、次期システム移行までの間、現行システムを延長して利用するための保守費用負担額74万7,000円の増となっております。財源につきましては、道負担金で161万6,000円の増でございます。

次に、諸費、住民活動一般事業、報償費3万円の増、需用費3万円の減を相殺し、補正額はございません。今年度実施している人権啓発活動の地方委託事業の1事業で、小中学生を対象とした人権標語コンテストの景品を当初では需用費で計上してございましたけれども、学校と協議していく中で図書カードのほうがより多くの応募を見込めるとして変更することになったため、科目変更のため補正するものでございます。

庁舎建設費、役場庁舎建設事業、役務費で開発行為許可申請手数料として22万1,000円の増。委託料で1,376万1,000円の増。内訳は、役場庁舎建設設計業務として開発行為設計業務分が692万4,000円の増。地中熱導入調査委託業務683万7,000円の増。財源につきましては、地中熱を導入する方針としたことで全体工事費に対する地中熱工事費の按分割合により設計費についても起債の対象となるため、地方債で1,520万円の増。その他財源で121万8,000円の減となるものでございます。

賦課徴収費、賦課徴収一般経費、委託料で228万8,000円の増。令和3年基準年度の固定資産評価替えにおいて標準宅地の評価額の算定の算定基礎資料とするため、令和2年1月1日現在の標準宅地52地点の鑑定評価を委託するものでございます。

次に、民生費、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金、利子及び割引料で30万1,000円の増。昨年度の障害者自立支援医療費や給付費に係る実績確定に伴い、超

過交付分を国及び道に返還するものでございます。

6 ページに移りまして、児童福祉施設費、児童保育一般経費、委託料から償還金、利子及び割引料までで542万9,000円の増。幼児教育・保育の無償化に関連して、委託料ではシステム改修費の計上、扶助費では一時預かり保育に関する施設利用等給付費を計上、償還金、利子及び割引料については、子ども・子育て支援交付金の平成30年度事業の確定に伴う超過交付分を国庫に返還するもの。財源につきましては、システム改修費は全額、施設利用等給付金は4分の3相当額が国庫または道費で賄われるものでございます。

町立認定こども園運営費、補正額はございませんが、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上及び非課税世帯に属する3歳未満児の保育料が無償となり、特定財源のその他で保育所措置費保護者負担金が184万3,000円の減となるため一般財源で賄うものですが、これにつきましては地方特例交付金で補填されるものとなっております。

法人認定こども園運営事業、扶助費で170万7,000円の増。幼児教育・保育の無償化に関連して3歳から5歳児の副食費を町で負担するため、施設給付費に加算するものでございます。

次に、衛生費、じん芥処理費、じん芥処理事業、委託料で37万2,000円の増。一般廃棄物収集運搬業務委託について、燃料費の高騰により増額をお願いする内容となっております。

次に、農林水産業費、畜産振興費、畜産振興指導事業、負担金、補助及び交付金で1万円の増。昨年10月に設立されたバイオマス産業都市推進協議会の年会費でございます。今年度当初予算計上時には、十勝の19市町村で組織する十勝バイオマス産業都市で加入し、帯広市が代表で負担するようお願いしておりましたが、十勝バイオマスでの加入は認められなかったことから会費の計上をお願いするものでございます。

林業振興費、未来につなぐ森づくり推進事業、償還金、利子及び割引料で1万1,000円の増。未来につなぐ森づくり推進事業補助金返還金で、補助金を交付した事業者の本補助金に係る消費税等仕入れ税額控除額が確定し返還の必要性が生じたことから、補助金交付指令に基づき返還するものでございます。

次に、教育費、学校管理費、小学校の学校管理費、使用料及び賃借料と備品購入費で13万5,000円の増。

7 ページに移りまして、中学校の学校管理費、同じく使用料及び賃借料と備品購入費で12万7,000円の増。小学校及び中学校ともに同様の補正をお願いしてございますけれども、使用料及び賃借料では、児童が学校外などで緊急に病院を受診する必要が発生し、教員が付き添って乗車する場合のハイヤー借上料、それぞれ1万6,000円の増。教職員の就業時間、時間外、休暇の取得状況などを管理するための勤怠管理システムの利用料として、職員数に合わせて小学校費では2万6,000円の増、中学校費では1万5,000円の増。備品購入費では、働き方改革の一環として時間外の電話対応の負担を減らすことを目的に留守番電話機の購入をお願いするもので、小学校費では9万3,000円の増、中学校費では

9万6,000円の増。この電話機の購入につきましては、配線工事も含んでおりますけれども、既存配線の利用の可否により補正額が相違するものでございます。

次に、諸支出金、基金費、基金積立金で541万5,000円の増。森林環境譲与税、収入見込額を基金に積み立てするものとなってございます。

以上、合計で補正額5,584万円の増。財源内訳では、特定財源が国道支出金3,020万6,000円、地方債1,520万円、その他1,795万円の計6,335万6,000円の増。一般財源は751万6,000円の減となるものでございます。

次に、第1表の歳入歳出予算補正を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出。

歳出合計、補正前の額65億8,601万1,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで5,584万円の増、補正後の歳出合計66億4,185万1,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額65億8,601万1,000円、補正額、2款地方譲与税から22款町債まで5,584万円の増、補正後の歳入合計66億4,185万1,000円となるものでございます。

次に、第2表債務負担行為を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

事項、大樹高等学校海外見学旅行に伴う費用に対する助成（令和2年度入学生分）、期間は令和3年度、限度額は、国内見学旅行費を超える相当額でございます。

令和2年度の新入生募集に当たり、台湾への見学旅行の実施に伴うかかり増し経費を町が支援することについて、予算措置を行うものとなってございます。

次に、第3表地方債補正を説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

今回は地方債の変更で、起債の目的は過疎対策事業債、限度額は3億1,840万円を2億9,170万円に2,670万円減額するものと、緊急防災・減災対策事業債、限度額は3,970万円を7,600万円に3,630万円増額するものと、公共施設等適正管理推進事業債、限度額は2,910万円を3,470万円に560万円増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

過疎対策事業債は、地中熱利用の事業債960万円の借入金の増と、消防ポンプ自動車整備事業債を緊急防災・減災事業債へ組み替えるため3,630万円の減を相殺するものでございます。公共施設等適正管理推進事業債560万円の増は、役場庁舎建設に係る借り入れとなるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩 正午

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第58号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第4号）の審議については、大樹町議会会議規則第54条、ただし書きの規定を運用し、歳出のみ、款ごとに質疑をしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第58号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第4号）については、歳出のみ、款ごとに質疑をいたしたいと思いをします。

始めに、大樹町一般会計補正予算、事項別明細書の歳出の15ページ、16ページの2款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

2款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費の委託料なのですが、補正額228万8,000円、これは基準日を令和2年1月1日として基準年度標準宅地鑑定評価業務を行うということですが、基準の月日が令和2年1月1日であれば令和元年度中でありますから、本来的には新年度予算にこの予算を盛り込むべきではなかったのかという解釈をするのですが、改めて3年間に1回の基準でやるということはもう既にわかっていることだから、入っていなければいけないものでなかったのか。もし、これを今年度中にやれというふうに来たのであればそうなりますが、そうでなければ本当は新年度予算に当初から組み込まれるべきものではなかったかという解釈をするのですが、その辺いかがですか。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

ただいまご質問のございました賦課徴収一般経費としてこのたび計上しております固定資産税の鑑定評価委託料につきまして、こちらは3年に一度ある基準年度の評価に関するものですので、始めから当初予算で予算を組めないかということのご質問でありますけれども、こちらの積算につきましては、鑑定評価委託料の単価がございまして、こちらの基準日が令和2年1月1日での評価ということで、この時期に近づいた今の時点をもって補

正予算ということで上げさせていただきました。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その考え、ちょっと僕理解できないのですけれども、例えば令和元年度の年度予算というのは4月から実行する分も、明けて令和2年の3月に実行する分も含むのですよね、ずっと年間予算として。ですから、基準日が令和2年1月1日ということは、その基準でやりなさいということで3年に1回となっていればもう定期的というか、3年に1回組まれたものだから、当然年度当初予算に入っているべきだとか、そんなことで言っていたら4月ではなくて明けて令和2年の1月、2月、3月に予算なんていうのは組めないという実態になりませんか。そこちょっと理解できないのですけれども。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

ただいまの菅議員のおっしゃるとおり、令和2年1月1日に評価すべきということは3年に一度のことですので、あらかじめわかっていることですので、確かに当初予算でその時点での評価の単価額ということで予算はできたのかもしれませんが。

今後はそのようなことに配慮しながら予算立てをしていければと思います。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕は始め、これ新たにそういうものをちゃんと評価をなさいよということになって補正予算だと思ったのですが、説明のときに1月1日が基準日だということですから、これは新年度予算に入るべきものではなかったかということをやったので、だめとは言っていないのです。ただ、こういうふうになってくると、中、歯抜け何ぼあってもいいということになってしまうのです。ですから、年度内に関係する予算を組むわけですから。だから冒頭説明のときに、これはそうですとやっぱり言うべきなのです、説明としては。漏れていましたと、だからここで補正に組ませてもらいますと。新たに何か通達が来て、やらなければならなかったような対応をとるのではなくて、本来新年度予算に組むべきものだった分を補正で組むことになりましたと。査定の段階から組むまでの間では漏れていましたというふうに言ってもらえればよかったのですが、ただとうとう令和2年1月1日にここ基準日にしてやることになりましたと言うから、それわかっているのだったら当初予算に入るべきではないかと言っただけです。ただ、やることはだめと言いませんが、そういうふうになってしまうと予算組みがルーズになって、ところどころ、どの款でもこれも漏れていました、これも漏れ

ていましたといってどんどん膨らんでいくという状況も起きるし、その辺はやっぱりきちんと留意をしていくべきだと、予算決定の査定の段階では。と思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

ちょっと僕のほうから1点だけ補足させてください。

3年に一度の評価の見直しということなのですが、国土交通省から決められた基準地点が国土交通省の場合、3カ所大樹町内にございまして、市街地内ですけれども、それは国土交通省の場合は毎年1月1日現在の標準地の地価を公表してございます。その地価も29年、30年、31年ということで、毎年3条通の地点では100円ずつ下がっている、新通の地点では、100円ずつ下がっている、西本通の地点では700円、600円、500円と前年に対して下がっております。本来、その3年に1回の見直しのときに、3年ごとにしか見直しなくていいのですけれども、その下落幅が大きいときにはその中間年でも特例として地価調査をしながら課税を見合すということが決められております。

昨年も実は僕が住民課長でいたときに補正させていただいてこの調査をしておりますが、本来この調査については33年度が評価替えの年になりますので、来年になりますとその前の年ということで近くなりますので、例年であれば見直さないわけなのですけれども、今回については下落幅が例年と同じく下がっているということに対しまして、町内の52地点の調査地区も、もう一回評価し直して適正な課税をしたいということで、3年前も補正を組んで計上して調査させていただいているところがございますので、ご了承お願いしたいと思います。

○議 長

ほかに。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

16ページの地中熱の調査委託業務の関係ですけれども、683万7,000円ですけれども、これ認めた場合、今後の工期の予定と、調査なので調査の結果はいつごろ発表されるのか、まずその辺聞きたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

調査期間につきましては、今回補正のほうお認めいただきましたら、すぐ発注行為を行いまして、9月下旬から10月上旬程度の期間、約1カ月程度で調査を行いたいと考えております。その後、調査結果につきましては、実施設計が間に合うよう組み込んでいかないとはいけないものですから、来年、年明けた1月、2月程度になろうかと思っております。ちょっとその辺のほうは、やってみてということになりますので、幅のあることをご了承いただき

たいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで結果が年明けになるだろうということなのですからけれども、実施設計に間に合わせるということなのですからけれども、調査ということなので基準ってあるのか。

例えば、掘って行って多分地中の深さと温度だと思ふのですけれども、この温度では地中熱は利用できないとか、そういった何か数値があるのかどうかそれについて聞きたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

僕もちょっとまだ深くは勉強していませんけれども、数百メートル掘ってサンプル的に今回1本この補正に基づいて入れる、その結果に基づいて地中のその地点の温度がどのくらいあるかということ調査するわけなのですからけれども、その温度に基づいて実際の本数を何本入れることによって、庁舎の床面積から行ってこの本数が必要だということの調査でございますので、何度あって基準がということではなくて、この調査した結果の温度に基づいて、その結果に対する庁舎の大きさに対して何本が必要で、例えば庁舎を建てる北側の駐車場に管を埋設する予定をしておりますが、そこに何本いるかという計算になっていきますので、今現在で何本いるか、足りるかということ調査するための委託業務になってございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最終的には温度はどうであれ、結局掘った温度に対してボアホールの本数とかヒートポンプの面積に対する台数とかが大体決まって、そこで地中熱の総事業費が出てくるという解釈でよろしいのですよね。

もう一つ最後に聞きたいのですけれども、役務費で開発行為許可申請22万1,000円等を含めて全部で今回は1,398万2,000円補正しているのですけれども、多分当初の予算の範囲内でおさまるといふ押えでよろしいのですよね。最後にこれを聞きます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

齊藤議員ご指摘のとおり、当初の債務負担行為いただいている予算の範囲内で行わせていただきたいと考えております。

○議 長

ほかにごいませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、同じく15ページ、16ページの3款民生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に17ページ、18ページの4款衛生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

18ページに、じん荼処理費の委託料で補正が出ているのですが、どのような内容なのか教えてください。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

ただいまご質問のごさいました、じん荼処理費のごみ収集業務37万2,000円の増と
いうことの補正の中身でございますけれども、こちらは今年度当初予算ということで認めら
れた金額に37万2,000円が増額ということなのですけれども、今年の3月の時点で業
者のほうから、燃料費の高騰によって当初予算額の範囲内での契約が難しいという申し入れ
を受けまして、そちらに基づきまして、当初予算では年間契約ができないのですけれども、
そこを今年度に限っては年度契約ではなく、半年ごとの契約ということで、とりあえず契約
締結をさせていただきました。

ですので、今現在契約しているのは4月から9月の契約ということで行っているところ
でございます。予算が不足しているため10月から3月の契約についてはまだ済んでいないの
ですけれども、こちらについてはこの燃料費が不足しているということの理由で、できな
かったわけですが、このたびお諮りさせていただいて承認いただけた暁には、後期のじん荼
処理の契約が結べるという一応そのような事情によるものです。

以上です。

○議 長

ほか質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは、次に同じく17ページ、18ページ、6款農林水産業費についての質疑を受け

ます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、同じく17ページ、18ページ、10款教育費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、同じく17ページ、18ページ、13款諸支出金についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

諸支出金の補正額541万5,000円なのですが、補正額、元年度の森林環境譲与税の確定金額だと思うのですが、今年度はこの金額で譲与税として交付されるのですが、この額が2年、3年と同額なのか、年度ごとに変動するようなニュアンスがあるのかについて、わかっているならば教えてください。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

令和元年から令和3年まで541万5,000円、それ以降の令和4年から6年までは812万4,000円、また令和7年から10年までは1,151万円、令和11年から14年までは1,489万5,000円、令和15年からは1,828万円が各年度に交付される予定でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、11ページから14ページまで、歳入についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、歳入歳出全般について、改めて質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第58号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第4号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第59号

○議 長

日程第19 議案第59号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第59号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,464万2,000円の追加補正であります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

それでは、議案第59号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,464万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,294万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,387万2,000円の増でございます。こちらの北海道クラウドにつきましては、市町村が標準的に行う国保保険者事務処理のシステム化を複数の市町村が共同で行うことによりシステムの構築運用の効率化を図るものでございますが、その構築業務、機器費用負担及び機能強化のため、増額補正をお願いするものでございます。

続いて、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、補正額77万円の増でございます。こちらは大口の還付金が過年度に及びまして、発生する社会保険への世帯離脱がございまして、そのため予算不足となったため増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳入。

3款道支出金、1項道補助金で、1目保険給付費等交付金、補正額が1,050万6,000円の増。

6款1項ともに繰越金で、1目前年度繰越金、補正額413万6,000円の増でございます。

次に、5ページになりますが、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額が7億830万円、補正額1,464万2,000円の増でございます。補正後の歳出合計7億2,294万2,000円でございます。

次に、4ページの歳入であります。歳入合計、補正前の額7億830万円、補正額1,464万2,000円の増、補正後の歳入合計7億2,294万2,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

7ページの歳入のほうで特別調整交付金というのが入っているのですけれども、何か特別大樹町の国保の運営に当たっての増額になる事由というのがあったのでしょうか。平年的なもので、1,000万円たまたま算定で伸びたのか、そこら辺をお知らせください。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

ただいま西田議員よりご質問ございました7ページの特別調整交付金分ということで、1,050万6,000円が歳入の補正額となっていることについての中身でございますけれども、こちらは先ほど歳出で説明いたしました1目の一般管理費のほうで13節委託料ということで北海道クラウド構築業務、あと19節の北海道クラウドの負担金と合わせまして1,387万2,000円の支出がございますけれども、こちらに対する財源の内訳は8ページの上段でございますけれども、こちらのクラウド構築等に伴って国道支出金ということで1,050万6,000円がございます。こちらの内訳となっております。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第59号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第60号

○議 長

日程第20 議案第60号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第60号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ4,798万8,000円の追加補正であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第60号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,798万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億5,978万8,000円とするものです。

補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,744万5,000円の増。これは、平成30年度の介護保険給付費等が確定し、剰余金が生じたので、翌年度以降の給付費に備えて、全額、基金へ積み立てるものでございます。今回1,744万4,362円を積み立てますと、基金の保有額が7,325万6,443円となるものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額2,481万2,000円の増。これにつきましては、平成30年度保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金として交付されていた負担金等を返還するものでございます。

同じく5款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金、補正額573万1,000円の増。これにつきましても、平成30年度保険給付費確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金を返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入です。

8款繰越金、1項1目ともに繰越金、補正額4,798万8,000円の増となります。

次に、総括の歳出、5ページをお開き願います。

歳出です。

4款基金積立金から5款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額7億1,180万円、補正額4,798万8,000円の増、計7億5,978万8,000円でございます。

次に、4ページ歳入でございます。

8款繰越金、歳入合計、補正前の額7億1,180万円、補正額4,798万8,000円の増、計7億5,978万8,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第60号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第61号

○議 長

日程第21 議案第61号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第61号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)をお

願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ500万9,000円の追加と地方債の補正であります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第61号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で歳入歳出それぞれ500万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,980万9,000円とするものでございます。

この補正に伴いまして、第2条では、地方債を変更する内容となっております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。

1款管理費、1項総務管理費、2目普及推進費、補正額9,000円の増。これにつきましては、8節報償費で個別排水処理施設2基分の設置増となることにより、報償費の増額をお願いするものでございます。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費、補正額の増減はございませんが、国道支出金において国費が1,180万円の減額、縮減されたことに伴いまして地方債で810万円の増。一般財源で370万円の増となり、財源の変更となるものでございます。

2款事業費、2項個別排水処理施設整備費、1目個別排水処理施設建設費、補正額500万円の増。これにつきましては、15節工事請負費で個別排水処理施設において、当初予定しておりました10基分の設置申し込みに達してしまいましたので、今後さらに2基程度の設置を見込みまして増額をお願いするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

2、歳入。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目個別排水処理事業受益者分担金で、補正額18万円の増。これにつきましては、個別排水処理施設の設置が2基分増えることにより増額となるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金で、補正額1,180万円の減。これにつきましては、公共下水道施設の長寿命化事業に係る国庫補助金が縮減されたことにより減額となるものでございます。

5款1項1目ともに繰出金で、補正額482万9,000円の増。

6款1項ともに町債で1目下水道事業債650万円の増。

2目過疎対策事業債530万円の増。これら町債につきましては、公共下水道施設の長寿

命化事業の確定により、それぞれ増額となるものでございます。

次に6ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額4億2,480万円、補正額、1款管理費から2款事業費まで500万9,000円の増、補正後の歳出合計4億2,980万9,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので5ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額4億2,480万円、補正額、1款分担金及び負担金から6款町債まで500万9,000円の増、補正後の歳入合計4億2,980万9,000円となるものでございます。

次に、3ページの第2表、地方債補正をお開き願います。

第2表、地方債補正。

今回の補正につきましては、既定の地方債の限度額を変更するもので、起債の目的の下水道事業債は3,570万円を4,220万円に、過疎対策事業債は3,030万円を3,560万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第61号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 認定第1号から日程第29 認定第8号

○議 長

日程第22 認定第1号平成30年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第29 認定第8号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上8件については関連がありますので一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一括上程されました件について提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は、平成30年度大樹町一般会計の決算認定であります。

認定第2号から認定第6号までは特別会計で、認定第2号は平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)、認定第3号は平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第4号は平成30年度大樹町介護保険特別会計、認定第5号は平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計、認定第6号は平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計の決算認定。

認定第7号と認定第8号は公営企業会計で、認定第7号は平成30年度大樹町水道事業会計、認定第8号は平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の決算認定であります。

先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、水道事業と病院事業については6月4日に、一般会計と5特別会計については7月9日にそれぞれ審査をお願いすべく監査委員に提出をいたしました。

監査委員におかれましては、6月4日から8月7日まで延べ36日間にわたり内容の審査をいただき、お配りしております審査意見書の提出をいただきましたので、今回、これら8会計の決算認定をお願いするものであります。

提案させていただきました決算について、ご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

ただいま認定第1号から認定第8号まで8件の提案理由の説明が終わりました。

◎日程第30 審査意見書について

○議 長

日程第30 審査意見書について、これより平成30年度大樹町一般会計並びに7特別会計の決算について、議会運営基準第60条の規定により、監査委員から監査意見の説明を求めます。

澤尾代表監査委員。

○澤尾代表監査委員

それでは、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成30年度大樹町一般会計他5特別会計決算に関する審査結果について、意見書の朗読によりご説明を申し上げます。

平成30年度大樹町一般会計他各会計決算審査意見書。

1、審査の対象ですが、平成30年度大樹町一般会計歳入歳出決算書、平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書、平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、平成30年度大樹町介護保険特別会計歳入歳出決算書、平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、地方自治法第233条第2項の規定に基づく、平成30年度一般会計他各特別会計決算書の提出を受けた年月日。

令和元年7月9日。

3、審査の期間。

令和元年7月10日から令和元年8月7日までのうち延べ22日間。

4、審査の概要ですが、平成30年度大樹町一般会計他各特別会計の決算審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書と決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、予算の執行において関係法令に従い、かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書と決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は法令に準拠して作成されており、所定の期間内に出納検査がなされ、現金預金高、有価証券などの確認とそれぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合精査した結果、計数に誤りはなく正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行もおおむね適正に行われたものと認めたものであります。

なお、会計ごとの決算内容につきましては、審査意見書にまとめさせていただきましたので、後ほどお目通しをいただきたいと思ひまして、朗読説明は省略させていただきます。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました平成30年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算に関する決算書ほかの審査結果につきまして、一般会計他同様、意見書の朗読をもって報告させていただきます。

平成30年度大樹町水道事業会計、大樹町立国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

第1、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成30年度の各事業会計決算書の提出を受けた年月日は、平成30年度大樹町水道事業会計、平成30年度大樹町立国民健康

保険病院事業会計ともに令和元年6月4日であります。

第2、審査の実施年月日は、令和元年6月4日から令和元年6月27日までのうち延べ14日間であります。なお、物品管理業務監査（棚卸監査）ですが、これは平成31年3月29日に実施しております。

第3、審査の概要ですが、両事業会計の決算審査に当たっては、提出された決算書、財務諸表（事業損益計算書、事業剰余金及び欠損金処理計算書、事業貸借対照表）、財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などを照合、審査するとともに、例月出納検査の現金、預金高との関連をはじめ計数に誤りはないか、地方公営企業法第3条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き審査、考察いたしました。

第4、審査の結果ですが、審査に付されました各事業会計の決算は、いずれも定められた期間内に出納閉鎖がなされており、所定の様式に従い整備されております。

会計事務における計数は正確であり、かつ予算の執行もおおむね適正であると認めたところであります。

以下、両事業会計に関する経営の概況、事業の状況、経営の状況、未収金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、この際、朗読を省略させていただき、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上をもちまして、審査意見の説明とさせていただきます。

○議 長

これをもって、監査意見の説明を終わります。

◎日程第31 決算審査特別委員会設置・付託

○議 長

日程第31 決算審査特別委員会設置・付託について、お諮りします。

本8件の審査は、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに、必要に応じ本委員会に地方自治法第98条に基づく検閲等の請求権を付与することにしたと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本8件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事日程の都合により、明日4日を休会とし、5日から再開したいと思います。

また、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、平成30年度大樹町一般会計並びに7特別会計の決算審査を行うため、9月9日から12日までの4日間を休会とし13日に本会議を開くことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日4日は休会とし、5日から再開いたします。

また、決算審査特別委員会において審査を行うため、9月9日から12日までの4日間を休会とすることに決しました。

なお、この特別委員会は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において本会議終了後、委員会室において開催と指定いたします。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時58分

令和元年第3回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月5日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	清 原 勝 利
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農業委員長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

松木義行

主任

太田翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

- 11番 齊藤 徹 君
- 1番 寺嶋 誠一 君
- 2番 辻本 正雄 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより順次発言を許します。
始めに、8番、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、先に通告しております、スマート農業の積極的活用と持続可能な開発目標について、2点質問させていただきます。

大樹町における1次産業の位置付けは重要なものがあります。今日、国際競争力や慢性的労働力不足など諸課題があります。その対策の1つに、情報通信技術の活用がありますが、現況と将来展望を町長に伺います。

4項目ありまして、1項目めにつきましては、大樹町におけるGPS農業機械の高度利用の現況について。

2つ目につきましては、法人及び農家の導入計画について。

3番目につきましては、省力化のためのロボット搾乳や作業機械の現況について。

4番目につきましては、スマート農業や情報通信技術営農実現に向けての町としての条件の整備について。

以上、4点について質問させていただきます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、西田議員ご質問のスマート農業の積極的活用について、お答えをいたします。

我が国の農業は、日欧EPAの発効やTPP11の締結など、国際化の進展により一層厳しさを増した上、農家人口の減少、経営者の高齢化など、課題が山積をしております。本町におきましても働き手の不足や後継者の不在などにより、農家戸数は減少傾向にあります。このような状況の中で、現在、国が推進しているロボット技術やICTを活用した次世代農業を積極的に導入していくことが重要であると、認識をしているところでもあります。

1点目の大樹町におけるGPS農業機械の高度利用の現況につきましては、2016年に大樹町農業協同組合がGPSの中継局を町内に設置したことを契機に、GPSガイダンスシステムと自動操舵装置の導入が進み、今年7月現在で町内28の経営体において、40台ほどが導入されているところであります。

2点目の法人及び農家の導入計画につきましては、国の産地パワーアップ事業により、大樹町農業協同組合がGPS自動操舵装置6台を導入する予定で、個人経営者に貸し付ける予定となっております。

3点目の省力化のためのロボット搾乳や作業機械の現況につきましては、搾乳ロボットは2経営体で4台、哺乳ロボットは16経営体で25台、餌寄せロボットは9経営体で10台、発情発見システムは20経営体で導入されております。

4点目のスマート農業や情報通信技術営農の実現に向けての条件整備につきましては、町では、情報ネットワーク環境整備のため、昨年度、町内全域をカバーする高速無線通信網を整備し、今年4月からサービスを開始したところであります。通信環境がよくなったことで、畜産分野においてクラウドを活用した牛群管理システムの導入が進み、発情や疾病の発見等で、省力化や効率化が図られることが期待されます。

スマート農業は、国や道などの研究機関や、更別村などがモデル事業で実証実験を行っており、さらに農業現場への普及拡大が進むことが予想されているため、農協や関係機関の協力を得ながら、労働力不足による農家の負担軽減や経費の削減、若い後継者がやりがいのある、魅力ある農業を進めたいと考えております。スマート農業に関連する機械等の導入や、通信基盤の整備が必要となる場合には、国の補助制度の状況を注視しつつ、対応してまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

共通的な認識とか、これからの農業についての展望については、本当にそのようなことだと思っはいるのですが、何点か確認含めて、町長にさらに質問させていただきます。

GPSガイダンスですとか、いろいろ自動操舵の装置ですとか、トラクターの部品か何か

それぞれ進んでいるとは思いますが、大樹町では今の具体的な作業効果とか、全体に対する農家なり法人については割合少なく感じてはいるのですが、そういうふうな全体的な目標とかは、町でお持ちなのでしょうか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

GPS自動操舵システムを導入した農業者に、その効果を聞いたところ、トラクターの操縦においてハンドルを握らなくても作業を行ってくれるなど疲労が減されたとか、また、トラクターで真っすぐ進むことで播種や除草・防除・肥料散布の効率がよくなり、特にトラクターで牽引する作業機の幅に合わせて自動で旋回でき、ロータリーで耕起する場合や肥料散布などで重複する箇所が少なくなり、作業効率がよくなったことなどの効果を聞いているところでございます。

町の将来目標につきましては、畑作につきましては、一定程度の機械の導入が進んでおりますが、ドローンによる土壌センシングなど新たな技術が導入されることが予想されていることから、スマート農業の確立に向けて国の補助事業を活用し、農業者が求める先進機械の導入の推進を今後においても図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

実際に農家でもないですし、ちょっと機械にも弱いものですから、とんちんな質問かもしれませんが、町が情報ネットワーク環境整備事業というのは端々までというか、全町カバーしているのは承知しているのですが、今、よくテレビ等なんかで5Gというのですか、非常に組み作業ですとか、いろいろトラクターも何台かで一緒に、今は3台ぐらい連結してできたり、それからこれからはデントコーンの収穫ですとか、トラクターとそれを運ぶものが連携して動いていくようなそういうことも考えられるのですが、そういうふうな5Gでなくても現況の情報ネットワークというか、今の町が設置した設備でよろしいのでしょうか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

5Gへの対応につきましては、現在、町内の自動操舵システムは、JA大樹町の中継局と農業者の携帯電話では第4世代移動通信システム、いわゆる4Gによってつながり、位置情報を得ているところでございます。5Gが普及されることによって、通信速度が上がり、より正確な位置情報が得られるものと思っております。5Gへの施設の対応につきましては、中継局を所有するJA大樹町がシステムを更新することで対応できるものと思っておりますが、JA大樹町では中継局のシステム保守管理を外部に委託しており、5Gへの移行

についての情報は把握してはございません。

以上です。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと多い少ないというのは、非常に感覚の問題で恐縮なのですが、私、大樹町はロボット搾乳機というのですか、2経営体ということで、そのほかの哺育をするロボットですとか、餌のロボットですとか、発情の発見のシステムなんかについても20経営団体ということでの話なのですが、例えば、ロボット搾乳なんかについては他町村に比べたりしたら、後れを取るという言葉が妥当かどうかわかりませんが、ちょっと少ないやに感じるのですが、何か特別な補助事業に乗り遅れたとか、大樹町の経営者の方がこれ必要ないよとおっしゃってれば、それまでの話なのですが、何か特別な理由というのはあるのでしょうか。

○議長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

管内の搾乳ロボットの導入状況についてご説明いたします。

平成30年度の畜産統計資料によりますと、管内の98の経営体で193機の搾乳ロボットが導入されております。大樹町において導入が少ない要因につきましては、搾乳ロボットは1台、数千万円と高価なものであり、同時にシステムとして自動搾乳に対応した牛舎を建設する必要がございます。補助事業において牛舎を建設する場合には、建築基準法に準じた牛舎を建設しなければならず、通常の牛舎の2倍以上の費用がかかると伺っております。

搾乳の自動化により、労働時間の削減と個体管理による乳量のアップが図られる反面、莫大な投資により減価償却費が増大し、所得の減少を伴う技術でもあります。導入は慎重にならざるを得ないものと思っております。今年になりまして、国において牛舎建設の規制を緩和する動きもございますので、農業関係機関と情報を共有し、補助事業による施設整備につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

中央のほうの農水省なんかの情報によりますと、北海道のことを言っているのではないかなとも思われるあれなのですが、例えば、畑作なんかにつきましては5人の家族経営で作付面積が37から80で、経営コストなんかについてもこういうふうなスマート農業の、政府が将来像を示していた中での話なのですが、経営コストも10%ほど下がるし、酪農についても搾乳ロボットの活用によって、今、おっしゃったような管理が非常に行き届くことや、

作業時間についてもこの報告の中では7割削減できるというような、そういうふうな予想を示してしまっていて、飼養頭数についても個人経営の頭数の中で、300から700頭ぐらいのことができるのではないかということで、十勝だったらこういうことも当てはまるかなというふうに思っています。これの出どころにつきましては、農林水産省の地域活力創造本部ということで本部長が首相で、ロボットや人工知能とかAIとか、スマート農業の展開についての報告書から拾ってきたのです。

今、いろいろ事務的な、基礎的なことのお話の中で応答させていただきましたけれども、あともう一つ、農水省の中で今のスマート農業に関する予算というのは、前年に比べて10倍の予算で53億円と書いてあったのですけれども、ごめんなさい、10倍で約51億円の概算要求しているということなのです。

それでいろいろ課長の答弁の中で、関係機関とも協力してというふうなお話だったのですが、町として具体的に概算も出たことですし、そのような具体的な予算を取っていく、農家に普及させていくようなモデル事業なんかも、ぜひ必要でないかなと思っているのですが、町長に1点とあと1点ありますので2点、このことと後からもう1点、お話をさせていただきたいと思っているのですが、そのような時期かというふうに思っているのですが、町長はどうお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま、スマート農業の活用についてのご質問をいただいているところでありますが、大樹町の例えば酪農現場においては、機械化は進んでいる地域だなというふうには思っております。搾乳の関係でもロボット以外ではありますが、パラレル、ヘリンボーン、またはロータリーパーラー等の導入を早くから進めておりますし、さらに当初入れたロータリーパーラーを更新して、規模を拡大しているというような法人もあるというふうに考えているところでもあります。

搾乳ロボットの導入の関係では、先ほど担当の課長から説明を行いました、やはりロボットを入れる個々の経営体の経営の状況、施設の内容等について検討する必要があるかなというふうに思っているところでもあります。労働力が課題で、どうしても人手が足りないということで、ロボットに頼らざるを得ないということは、導入を進めた上で労働力の削減が図られる、それは当然だと思います。目的がそこにあるというふうに思いますが、つい先日も大樹町の酪農の後継者の方とお話する機会がありましたが、やはり自分のところはロボットの導入については、まだ考えていないのだということをおっしゃっていました。家族労働で賄えるし、搾乳ロボット、今現在は1ユニット60頭単位というふうに言われていますが、その規模から考えても施設を改修して、今、ロボットを入れるという段階にはうちはないので、これからも家族でしっかりとやっていきたいのだということはおっしゃっていました。

農業関係では今現在、俗に言う公社事業を進めて草地整備、基盤整備、または施設の整備等も行っているところでもありますので、その中で施設の改修、または機械設備の導入を検討されている経営体からは、私ども、そしてJAも含めていろいろと協議を進めた上で、導入に向けて進めていければなというふうに思っております。

また、クラスター事業等もありますので、パワーアップの事業もごございますので、今後も有利な補助事業等、または交付金制度等があれば、生産者の意向に沿うような形で今後も導入に向けては応援をしていきたい、推進をしていきたいというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

この項目、町長、もう1点すみません。つき合ってください。

ひとのこと、ひとの町をうらやましがっているわけではないのですけれども、思っていることの1つに、大樹町は例えば大学の研究機関ですとか、それから国の研究機関とか、それから民間のそれぞれ研究機関ばかりではなくて、民間会社でいろいろな先端的な先進的な知見を有しているようなそういうとこと、非常に有効に新しい技術を主体となって改革しているところが見受けられます。

大樹町につきましては、それぞれ例えばのあれで、岩見沢市なんかは立命館大学と農機具メーカーと国立研究開発法人農業産業研究機構というところがあるそうなのですが、そこで収穫の自動化を図っているとか、そういうふうにして新しい技術、開発しているところも多くあります。先ほどの答弁の中でもそういうふうにして、鹿追町なんかではタマネギとかキャベツなんかのロボットによる収穫なんかもテストされておりますので、今日言いたいことは、ぜひ町長の、または町のネットワークの中でそういうふうな研究機関なり、メーカーなり積極的な、大樹町は酪農のあれですので、例えば先ほどお話されたように、ドローンなんかを積極的に使って牧草管理ですとか、いろいろ応用のことはたくさんありますので、これからぜひそのような研究機関と積極的な関わり合いを持っていただきたいと思っております。そのことについてお伺いして、この項目終わりたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も大樹町、ここのフィールドでそういう試験研究を行っていただければ、ぜひ積極的にご支援をしたいし、協力もさせていただきたいなというふうに思っております。やはりそれぞれで、管内でもいろいろな大学、または研究機関と調査・研究を行っている事例があるというふうに思っておりますが、それもやはり議員が今おっしゃるように、長年のいろいろな関わり合いが、そういうことになっていくかなというふうに思っておりますので、私どもそういう実験・試験研究が行われるような、そういう取り組みを進められるような形をこれから研究機関、または大学等とも通じて行っていければなというふうに思っています。

ころでもあります。

ドローンの関係で、大樹町でいろいろな研究を行っていただいている機関が、会社があります。これから有害鳥獣駆除の活用に向けて、さらに大型のドローンを持ち込んで研究を行っていきたいというお話もいただいておりますので、そういうところもしっかりと実施をし、またはその成果、または活動等についても皆さんに知っていただくということも役割かなというふうに思っておりますので、これからも鋭意そういう部分の積極的な活用、または支援については取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、2番目のうまく横文字が発音できなくて、日本語のあれでお話させていただきます。持続可能な開発目標についてです。

国際社会が、2030年の達成を目指す持続可能な開発目標は、大樹町の地域目標となる項目が多くあります。全体17の目標があり、私達の日常生活に多くの示唆を与えるものです。この開発目標については、町行政執行の目標とも重なるものがありますので、町の考え方を伺います。

4項目あります。1点目は、この開発目標をどのように評価しているか。

2番目は、17項目のうち、取り組みに興味のある項目はありますかということです。

3番目は、学校教育・社会教育として、現行の取り扱いはどのようになっているかという質問です。

4番目につきましては、今後、まちづくりの中で、この開発計画の実践、推進は可能かどうか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の持続可能な開発目標についてお答えをいたします。

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、2015年9月、国連サミットにおいて採択された国際社会共通の目標であり、17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられ、経済・社会・環境をめぐる幅広い課題の統合的な解決を目指していると認識をしております。

1点目のこの開発目標をどのように評価しているかについてですが、SDGsは、世界共通の目標であるため、これを活用することにより、住民、行政、企業、団体など、多様な主体における政策目標の理解が進展し、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりや地域の活性化が図られ、地域創生が推進されると考えております。

2点目の17項目のうち、取り組みに興味のある項目はあるかにつきましては、具体的にどの項目に興味があるということはありませんが、SDGsの理念であります、誰1人取り

残されない社会の実現を目指していくということが、大変重要なことと考えております。

3点目の教育関係の質問につきましては、後ほど、教育長より答弁をいたします。

4点目の今後、まちづくりの中で、この開発計画の実践、推進は可能かについてであります。本町では、第5期大樹町総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って、まちづくりの施策を進めております。SDGsの目標やターゲットには、福祉、教育、産業、暮らしなど、本町が既に取り組んでいる施策と合致しているものが数多くあることから、本町が取り組んでいるまちづくりが、SDGsの達成につながる取り組みであるということをしかりと認識した上で、各種施策を推進していくことが重要であると考えております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

3点目の学校教育、社会教育として現行の取り扱いについてですが、日常の学校教育においては、一方的・受動的な授業改善に努め、新学習指導要領の趣旨である、主体的・対話的で深い学びの創造に結びつくよう工夫し、より質の高い教育の提供を目指し、実践しているところでございます。

社会教育においては、文化の殿堂であり、他町村に誇れる生涯学習センターの維持に努め、教育環境の整備を図っておりますし、スポーツ振興にも努めております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町長、教育長にお答えいただいた部分について、本当に自分の考えているような大切だということの思いの部分は同一だと思しますので、しつこくは質問しないようにしますけれども、若干、何点かお答えいただければと思います。

まちづくりについては、道内では、たまたまこれを標題として、今のSDGsの未来都市の選定になっている町村が、道内では道庁、それから札幌市、ニセコ町、中川町なんかがよく出ていると思います。大樹もそうだと思うのですが、木の恵みの活用は下川町なんかでは読んでいきますと、徹底的に頑張っているようですし、生産と社会の実現なんかにつきましてはニセコ町なんか頑張っていますし、札幌なんかはこの17の目標の中のうちの若者と一緒に暮らすというような、そういうふうなその部局の担当部局なんかにつきましては、そういうふうな推進ビジョン持っていますし、北海道庁なんかにつきましては知事を本部長に推進ビジョンといいますか、そういうふうなものが策定されているようです。

町長のお答えの中で、まちづくりに総合計画とかそういうふうなものもあって、そういうふうなものを中心に重なっているといいますか、そこを頑張っていけばそういうふうな国際社会の目標が実現されるというようなお話だったと思うのですが、少し具体論になるのですが、例えば、総合計画なんかつくるときに、この手法によりまして市民の参加を促して、総合計画をつくっていく手法ですとか、職員研修にこういうふうなことを用いて前進させてい

るような、そういうふうな手法をやっている町も以上の4町村を中心に、この中に入っていない町も例えば音更町だとか、鹿追町だとか、具体的にそういうふうな運用の面で、そういうふうな理想の実現に向かっているところもあります。

そこで大樹町においては、職員研修なり、まちづくりなり、そういうふうなものにこの手法を用いて、展開していくお考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、このSDGsの17の目標をそれぞれ見ると、大樹町が進める行政の施策、全てに関わる項目であるというふうには認識をしているところでもあります。町の一番トップにある計画については、大樹町の総合計画がありますし、それに基づいて私どもも、まちづくりを進めているところでもあります。

今回、2015年のサミットでSDGsという考え方を、世界で共通の認識として進めていこうという考え方が示されたこともありますので、これから新年度の予算編成等、また事業の展開等も含めて私どもの事務事業がこういう部分で、このSDGsという考え方にどういう形で沿えるのか、どういう形でその実現に向けてこの事業をやっていくかということも、新たな令和2年度の予算編成を行っていく段階で、そういう意識を職員で共有しながら進めていければなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次、教育委員会のほうにお伺いしたいことがあります。

ご答弁の中で、主体的な学習を進めていくことが、こういうふうな地球市民としての成長につながっていくのではないかというのが、僕の読み終えた感想なのですが、従前の何というか、従前というか、アクティブ・ラーニングだとか、シュタイナー教育だとかいろいろあると思うのですけれども、僕、ご答弁の中でちょっと気になったのは具体的に、例えば教育課程の中とか、その学校の特色のある校長や学校になり、教育委員会の権限の中で、町長が職員研修やいろいろ導入できないか検討いただくということなものですから、学校現場の中で、例えば具体的にいろいろな〇〇学校ではというふうなことが必要でしたら、私、お話ししても構わないのですが、現況、大樹の学校教育の中で、社会教育の中で、そのようなことを意識したカリキュラムというか、そういうことがなされているかどうかをちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

地域の教育資源の有効活用というのは当然大事な部分でありまして、人的な部分、自然的

な部分、産業的な部分、特に最近、大樹町が力を入れています宇宙関係等カリキュラムにしつかり明記し、大樹学ということで推進してございます。やはり子ども達が地域を愛し、郷土に誇りを持って、西田議員がおっしゃるように地球規模で活躍できる人材育成というのは、当然、やっていかなければいけないこととございますので、その部分十分、心してやっておりますし、最後はやはり子ども達の学習意欲をいかに高めるかということとございます。ベースをしっかりそろえながら、教師個々の特性も生かすということで、小・中・高ともに頑張っって成果を上げているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

いずれも町長も教育長も認識同じですので、今回はしつこくもう1回だけちょっと聞きますのでお許してください。

今の頑張るぞというか、そのような学校との中でのいろいろ展開していただけることは承知しました。もう一つ言いたいのは、例えば、義務教育学校ではないのですけれども、鹿追高校なんかでは過日、実現可能なこと、今のSDGsを校長先生自らご講義なさったようなことも書いてありますし、それから今までの中で感激したのですけれども、札幌に聖心女学院の中等部の子どもさん方は、17項目の中で飢餓のことを、子ども含めて、大人も含めての飢餓のことを、1クラス26人だそうです。26人が地球全部だったらということで、お腹いっぱいの人は何人ですよ、ちょっとお腹いっぱいの人は何人ですよ、飢餓状態の人は何人ですよ、飢え死に近いような状態の人は1人なのですけれども、1人なんだよということで、そういうふうに具体的な授業の中で、国連のSDGsなんかそういうふうにして授業展開されていっているそうです。

そのほか函館の白百合の中等部も、そのような授業を積極展開しているというふうなことを読みましたので、いろいろ教育課程があったり、授業数の限界があったり、それでなくてもいろいろ宇宙に関することや特色のあることも、おやりになっていることは重々なのですが、地球市民としてこれから生きていくための本当にいい教材というか、教材というか、本当にいいものだなというふうにして私は思っておりますので、ぜひ教育委員会についても具体的なカリキュラムの中で、それを取り扱っていただけるようなそういうことが可能だとしたら、僕は今たまたま私立の学校のことでしたけれども、公立学校ではこういうふうな無理があるということだったら、それはそれで仕方がないことなのですけれども、ぜひ具体的なそういうふうな教育課程の中に生かしていただきたいと思うのですが、そういうことは可能でしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

今、西田議員が言われている部分は、教育の理念に関わる部分だと思っています。北海道

の教育の理念は、自立と共生でございます。共に生きるというあたりで、先ほどから質問されているSDGsの部分で言いますと、16番の平和と公正を全ての人々にという部分があるのかなと、教育の目標は人格の形成にあります。ということでベースは、人権教育であります。時代の進展に伴いまして、シンク・グローバリー、アクト・ローカリーということで、地球規模で考えて自分の足元からできることをやっていきたいと思います、そういう方針のもとやっておりますので、ご安心ください。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今日は、2つとも非常に同じ歩幅だなということで安心しましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

4番、西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、2点、質問させていただきます。

まず1点目、町有福祉バス・マイクロバスに対しての質問でございます。

町の公用車の入れ替えが定期的に進められています。そこで町有バス、福祉バスですね、あとマイクロバスについてですが、かなり老朽化が進んでおります。町有福祉バスの初年度登録、平成元年7月、走行距離が約37万キロ、31年経過、あとマイクロバスにあっても平成3年6月、走行距離約52万5,000キロ、29年経過、いくら点検整備しても老朽化には勝てず、維持管理費が大変であります。走行中に予想もつかないトラブルが発生し、予定どおりの運行ができず、お客様にご迷惑をかけることがあります。町有福祉バス、マイクロバスの入れ替えをお考えいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

西山議員ご質問の町有福祉バス、マイクロバスについてお答えをいたします。

8月に実施をされました常任委員会の所管事務調査におきまして、私どものマイクロバスが故障をいたしました。議員の皆様には、大変ご不便をおかけしたなど、改めてお詫びを申し上げます。

町で所有する福祉バス、マイクロバスは、ご質問のとおり、初年度登録後30余年を経過している車両であります。運行管理にあつては、町内業者で当該車両を運転できる資格を有する職員を確保できる事業者へ委託をしているところですが、ご指摘と同様に維持管理等の面から、数年前より更新の要望が出ているところでもあります。

現在、保有している福祉バスとマイクロバスの導入当時は、町が直営で運行管理を行っていたことから、利用人数に合わせた運行ができるよう、大型と小型のバスとしていましたが、

町職員の定年による運転業務職員の減少に対応するため、今現在は、委託業務に移行したものであります。

委託に際しましては、経費削減の観点と、委託先業者でも運転業務職員の確保が難しいことから、2台の車両を同時運行することのないよう、日程が重複する運行を避ける運用を行っているところでもあります。

そのような運行状況から、今後の更新にあつては、更新費用の負担軽減、維持管理費用の軽減等も考慮した上で、利用状況に合わせた車両の規模、台数を検討した上で、更新を行っていかねばならないと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

1月で消防の出初め式、福祉バス、ヒーター故障、直ったのが春、部品がないため手づくり、高い修理賃がかかっています。今、言われたとおり8月、浜中町視察の帰り道、マイクロバス、エアコン故障、まだ部品がない状態だと聞いております。このように故障が起きても部品がない状況です。運行にも影響が出ております。2台のバスは、もう限界だと考えております。これから人口減少が進む中、利用数も少なくバス2台もいるのか、中型バス1台で対応できるのではないかと考えます。対応できない場合は、営業車もあると思います。

また、バスも発注してから、でき上がるまで1年半程度かかると聞いております。台数を検討してもらい、更新を行っていかねばならないと考えていただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもの福祉バス、マイクロバスの状況については、先ほどご答弁を申し上げたところでもありますし、やはり私どものバスを使って例えば高齢の方々、または、ことぶき大学等でもいろいろな形で活用いただいているところでもありますし、その利用の際に何か不具合があったということになれば、利用されている町民の皆様にも大変なご迷惑をおかけするかなというふうにも思っております。

また、委託をお願いしている業者の方々にも運転業務を含めて、過大なご負担をおかけしているということは、状況としては十分わかっているつもりでもあります。具体的に今後、バスをどういう形で導入していこうかというところは、内部でも正式に検討を進めている状況にはありませんが、今現在の利活用の状況を踏まえて、私も議員がただいま再質問でご質疑をいただいたとおり、現行60人乗りと26人乗りぐらいの大きさだと思いますが、そのバスを更新する際には中型、43人ぐらいの中型バスを導入していくということも、1つの方法かなというふうに思っておりますし、町内でもハイヤー会社等を通じてバスを所有している民間の方もいらっしゃいますので、そういうものの活用についても進めていくことも、1つの方法かなというふうに思っております。

これからも私どものバス、町民の皆様からの活用の要望が、希望が多いということもありますので、どういう形で導入をしていくことが町にとって、そして町民の皆様にとっていいかというところは、考えていかなければならないかなというふうに思っております。ただ、バスを入れ替えるとなると、高額のお金がかかるということもありますので、その財源のどういう財源を充てていけるかというところも鋭意検討しながら、更新に当たっては進めていければなというふうには思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そういうことで予算の絡みもあると思うのですが、とりあえず発注しても1年半はできないというのを前提に考えていただきたい、そう思っております。できるだけ早めに予算のほうをお願いしたいと思います。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議 長

再開します。

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

役場新庁舎建設に伴う外構工事についての質問であります。

現在、新庁舎建設の基本計画が進められております。建設の基本コンセプトでは、新庁舎が町の顔であり、活力を高める町のシンボルであると報告されております。そこで外構工事についてですが、町道小学校線のことです。改修を外構工事の基本計画に盛り込んでできないかというお伺いです。

小学校線は、ヒヤリ・ハットでも多くのドライバーから危険性が高いと報告されております。また、実際に現場に立ってみても、通学路の危険性は大変高いと強く感じます。小学校線は道路幅が狭く、時間帯によっては交通量が多く、渋滞を引き起こしております。そこで国道236号線、東本通の交差点と小学校線拡幅工事片側2車線、役場南側第2駐車場を削り、拡幅2車線にしてはどうかと考えております。2車線に拡幅することによって、渋滞が緩和され、大型スクールバスやトラックの左折もスムーズに流れ、安全が確保され、冬道の危険性も削減されるものと考えます。ぜひ新庁舎の外構工事と同時進行で、基本設計に盛り込んでいただけないか、町長のお考えをお聞きしたい。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西山議員ご質問の役場新庁舎建設に伴う外構工事についてお答えをいたします。

町道小学校通線の通行が、大樹小学校児童の登校時にスクールバスの通行、家族の送迎及び教職員の通勤等と重なり、交通量が一時的に増加していることは認識しております。

小学校通線における役場南側の片側2車線化のご要望ですが、道路整備を実施する場合の基準として、道路の車線数、幅員、路盤厚等は道路構造令により、1日の交通量によって決定されているため、一時的な交通量の増加により渋滞を招く状態であったとしても、片側2車線化の設置基準を満たせず、現状の車線数となっているものであります。

また、新通方面から通学する児童が、国道を横断する横断歩道の位置も考慮する必要があり、小学校通線の片側2車線化は、慎重に検討すべきものと考えています。

通行量の増加の要因は、小学校の校舎の位置が小学校通線の終点近くとなり、家族の送迎や教職員の通勤、スクールバスの路線など、車両の動線が1つのルートに集中されていることと考えています。

また、通学路も交通や防犯など安全確保のため、極力、主要道路とする方針により、役場前から小学校通線を通学するルートにする見直しを図ったため、車両の動線と登校する児童の動線が交差する状況が生まれております。対応策としては、今後、教育委員会や大樹小学校とも協議を行い、家族の送迎のルート変更など、運用により交通量の緩和を図るための検討を進めていきたいと考えております。

新庁舎の外構工事は、小学校通線に面する駐車場が、地域の公共駐車場としても利用されているため、通学路と駐車区画との間に安全帯を確保した上で、通学児童など歩行者の安全確保を図っていきたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

先ほども述べましたが、新庁舎の顔、活力を高める町のシンボルであると報告されております。南側正面玄関の小学校線も町の顔の一部だと考えております。町長は、小学校線片側2車線化は、慎重に検討すべきだと考えていますと、通学児童など歩行者の安全確保を図りたいと考えているとのことですね。

ただ、今の現状を見て判断するのではなく、10年後、20年後、未来を見据えて判断していただきたい、関係機関にも強く働きかけ、要望し、新庁舎と外構工事の片側2車線の道路を同時進行で進めてもらいたい。私は、私事ですが、5月から東本通で子ども達を見守っております。町民と子ども達の命を守る対策、事故が起きる前の対策が必要と考えております。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、この5月から議員が交通安全、子ども達の安全のために朝、街頭に立って啓蒙活動を行っていただいていることは承知をしておりますし、私も議員ほどではありませんが、年に数回あそこの交差点で、子ども達の通学の安全確保のために立っている時間を持っているところでもあります。状況については、私も同じ理解をさせていただいているというふうには思っているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、安全確保のためにも、または役場に隣接する役場の前にある道路ということも考えて、2車線化を図るということも子ども達の安全確保の方策としては、1つあるかなというふうには理解をしているところでもあります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、財源の関係、または道路を取り巻く関係法令の関係等も含めて、整備についてはなかなか難しい状況だということをご理解をいただきたいなというふうに思っております。

今後子ども達の安全を確保していくための方策として、どういう形がいいかというところは、多くの皆様、または学校・保護者の皆様ともご意見共有を進めながら、安全対策については万全を期していきたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

では、最後になります。町長、本当に事故が起きる前の対策ということですね、起きてからやるのでは遅いということです。関係機関の方々に1度大きいバスあれに乗車し、また、町長も現場に立っておられるということですが、やはりそういうことを体験してもらって、危険度それを体で感じてもらいたいと思います。

これで、一般質問、西山終わります。

○議 長

3番、吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

通告しております2つの質問事項について、町長に質問させていただきます。

まず、1点目の子育て支援についてでございます。

子育て支援については、町でも様々な施策を実施しているところですが、次のことについてお伺いします。

1つ、今年6月議会において、町長は、食べることも教育の一環であるとの認識を示されていましたが、学校給食費の無償化の考えは、今のところないとのお答えでした。しかし、一方では、食育の観点からとの名目で、地元の食材を使った学校給食を町費負担により提供しています。このことについては、大変よいことを継続的にされておるとお思います。名目はど

うであれ、給食費の一部無料化をされているとっております。また、地元産食材の提供による給食の拡大を教育委員会に指示されております。そこで、町長の指示によりどの程度拡大されたのか、教育委員会からの結果報告をお知らせください。

2点目ですが、義務教育における学校給食の提供は、学校給食法で義務付けられております。経済格差、家庭環境等々により様々な問題が発生し、子どもの成長が大変心配されます。食べることは命を守ることであります。現代における学校給食の役割は大変重要になっております。町長としては、無償化の考えはないとのことですが、法律が改正され、国において無償化することには問題ないと思っておりますので、義務教育における学校給食費の無償化を国に要請してほしいと願うものですが、町長のお答えをお願いします。

3点目です。出生率の低下は、国の大きな問題であります。地方にとっても過疎化を防ぐ大きな課題であります。高規格道路の整備で、帯広との時間が短縮されました。大樹町に居住し、帯広方面への通勤が可能になったと考えます。そこで大樹町に人を呼び込むため、大樹町の魅力となる施策が必要と考えます。経済的な支援をすることがインパクトを与えらると思っております。その施策の1つとして、例えば、既存の町民も含めた中で出産した第1子に対して50万円を5年で毎年10万円ずつ在住者に支給する。第2子以降は、1人につき100万円を10年で毎年10万円ずつ在住者に支給するというような出産祝い金制度をつくっては思います。このような施策を実施してはどうかと考えますが、町長のご返答をお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員の子育て支援についてお答えをいたします。

1点目の地元産食材の提供による給食の拡大の程度についてですが、大樹産の地元食材を利用したふるさと給食は、平成8年度以前から開始をされており、当初は年1回の提供でありましたが、児童生徒からも好評なことから、平成20年度からは年2回、平成28年度からは年3回提供し、現在に至っております。また、大樹高校への提供は、高校での理解とご協力もあり、平成25年度から提供しているものであります。ふるさと給食については、生産者をはじめ農協や漁協など関係団体の協力を得ながら、引き続き提供していきたいと考えております。

2点目の義務教育における学校給食の無償化を国に要請してほしいについてですが、6月議会でご答弁を申し上げたとおり、学校給食法第11条により、給食の食材、材料費については、保護者が負担することと規定されておりますので、本町では、法の趣旨に基づく基本的な考え方と食育の観点を踏まえ、現行法を尊重し、引き続き保護者にご負担していただき、給食を提供してまいりたいと考えております。

3点目の出産祝い金の制度をつくってはどうかについてですが、出産祝い金制度を管内でも実施している自治体があるということは承知をしております。町が取り組んでいる子育て

支援として、不妊治療を行う夫婦に対する助成、妊産婦の産科医療機関までの交通費や出産に備え、事前の準備に要した宿泊費、15回目以降の妊産婦健康診査費用の助成、新生児の聴覚検査費用の助成、町内在住の2歳未満の子どもがいる家庭に対する紙おむつ用ごみ袋の支給事業、町在住者で出生届を提出した方や1歳未満の子どもが転入してきた方に、町の木かしわを使ったスプーンとフォークをセットにしてプレゼントする「ようこそ赤ちゃん事業」のほか、保育料の減免などを実施しております。

また、子ども・子育てを進める安全して暮らせるような住宅環境をつくってもらい、大樹町に長く住んでいただくための方策として、大樹でかなえるマイホーム支援事業にも取り組んでおります。

現在、町が取り組んでおります子育て支援対策を、これからも重点的に進めてまいりたいと考えておりますので、出産祝い金の制度の導入については、今のところ考えておりません。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ふるさと給食は、平成8年度から当初は年1回と、20年度からは年2回、28年度からは年3回提供し、現在に至っているとのことであります。6月議会では、教育委員会に、ふるさと給食の拡大を指示したとの答弁があったので、私としては最近、指示を出されたと解釈しておりました。今の答弁では、28年度以降は拡大されていないと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私が、今の立場になった平成28年度に3回目に拡大をして、現在に至っているということですので、現在も年3回の提供だというふうに認識しております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

年3回ということでございます。そこで拡大をお願いするところでもありますけれども、大樹産の食材は私が言うまでもなく、牛乳・牛肉ですか、豚肉、アキアジ、毛ガニ、シシャモなどの海産物、あとは野菜もジャガイモ・ダイコン・ブロッコリー等々と数多く食材があります。保存のきく物もありますけれども、季節の旬な食材は、その時々提供することが食育にもつながっていると思います。そういう観点で、年3回も考慮した中で出されていると思いますけれども、季節の旬な食材は数多くあります。これからは秋の実りを迎えることとなりますので、子ども達が、大樹町ではこんなにたくさん地場産の食べ物があるのだと知ってもらうことができますので、まず3回と言わず数多い地場産食材の消費拡大にもつながりますので、ぜひ回数を増やしていただけないかということで検討でも、考えていただきたい

と思っておりますが、いかがですか、お答えをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、ふるさと教育で食材を公費で負担をして、給食を提供しているという数は年3回であります。ただ、通常の給食においても地元の食材を使うべく、給食センターでは鋭意努力を重ねているというふうに思っておりますので、通常の給食の中にも地元の食材があるのだということは、給食日より等を通じて、今までも行っておりますが、これからも教育委員会、給食センターのほうで、鋭意取り組んでいただけるかなというふうに思っているところでもあります。

私は、前段申し上げましたが、食育の観点からふるさと給食の提供をさせていただいておりますが、今現在は年3回程度の提供で行っているということでありまして、今後もその推移を見ながらではありますが、年3回程度の提供を継続して行っていければなというふうには思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

回数拡大、通常から利用しているということの意味合いで、回数のふるさと給食としての拡大はないということでございますけれども、今後も今お話いただいたとおり、子ども達にわかりやすく食材のお話をさせていただければと思います。

別の質問になりますけれども、先ほど、町長の無償化しない理由は、6月議会の答弁でわかっております。私は、学校給食法で給食は、保護者の負担と規定されているということでございますので、法に従うということでありまして、学校給食法が改正され、給食が無償化されれば町も国に従うものと思います。

私の質問は、いろいろな行政の機会があると思うのですけれども、町村会等での要請も活動もありますでしょうし、その他の要請活動もあると思います。その中で国に給食費の無償化をするための法律の改正をしていただけるように、要請できないかということでございますので、町が無償化しないということではなくて、国に要請活動をしていただけないかという質問ですので、その点についてお答えをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど、答弁の中でも申し上げましたが、国の法律において給食の食材、材料費については保護者が負担することと規定をされているところでもあります。私ども行政の役割としては、施設を整備し、安心・安全な給食をしっかりと提供していくということが、私ども、または教育委員会、給食センターの役割でもありますので、そこをしっかりと対応していく、

安心な給食を提供していくということが、私どもの役割だというふうに思っているところでもあります。

町村会を通じていろいろな関係を北海道、または国のほうに要望・要請をさせていただいているところでもあります。学校給食の無償化について、町村会で議論をしているという段階にはございません。今後、町村会等、年に数回開催をされますので、その中でいろいろなところの自治体の思いを共有しながら、そういう段階になれば町村会としての議決・決定を経た上で、国のほうにも要請をしていくというようなことになろうかと思っております。今現在で、町村会で、このことについて検討、または協議をしているという段階にはございません。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今後、そういう検討がされることを期待しております。子育て支援の関係で、町がいろいろな施策を行っていることは理解します。先ほども町長から、きめ細かいいろいろな配慮がされている、子育て支援に配慮されていることを理解します。

そんな中、私がなぜ子育て支援について質問するかという基本的な考えですけれども、子どもがこれからの将来を担っていく、前回の議会でも話しましたが、そんな中、出生率が低い現状から将来年金を負担する世代が少なくなり、年金の支給関係が厳しくなると言われております。また、子どもが減るということは、人口が減るのですから消費人口も少なくなる、経済にも悪影響が出るとおられます。市町村自ら、我が町が消えないように、安心して子どもを産んでもらうためには、経済的な支援が一番であると思っております。大樹町に来れば、出産から子育てまで、非常に助かると思われることが必要でないかと思っております。どの町村でも人口減となっている推計を出していると思っておりますけれども、大樹町もいろいろな計画を見ますと、人口減となっております。その人口減少の阻止のためにも、思い切った施策が必要と思われるのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

思いは、私も議員と全く同じであります。ただ、どういう施策を選んで、どういうことを実施していくかというところは選択の余地もあると思いますし、私どもが先ほど答弁で申し上げました取り組みについては、決して管内で劣っているというふうには思っておりません。今後も今、議員がご質疑の中でありました、子どもは町の財産でもありますし、将来でもありますので、1人でも多くのご家族が大樹で安心して子育てができるようなそういう環境づくりに対しては、私も誠心誠意努めていきたいというふうに思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町長の決意を聞きましたので、1点目の子育て支援につきましては、質問を終わらせていただきます。

引き続いて、2つ目の質問に移らせていただきます。

町有地の利用計画と大樹保育園の建設についてでございます。

6月議会の関係ですけれども、学童保育所の建設は白紙撤回になり、役場庁舎の建設計画が進んでおります。今年6月議会で町長は、大型事業の重複は避けたいとの答弁の後、法人経営の認定こども園も建設計画があり、町の補助が発生し、大きな財政負担となるとのことございました。法人の認定こども園の建設に対し、何ら反対するものではありませんが、次の点についてお伺いいたします。

1つ目として、大樹市街地内の未利用町有地は、B&G体育館前、旧町立病院跡地、旧特養跡地、双葉町の学童保育所の建設を予定された土地などがありますが、これらの将来的な土地の利用計画を策定されているかお伺いします。

2つ目は、法人保育園の建設が計画中と聞いております。町として、かなりの財政負担が発生するということですが、建設事業費と予算内訳をお聞きします。

3つ目に、法人保育園の建設予定地は、B&G体育館前のゲートボール場を含めた町有地とお聞きしました。しかし、この一角は、B&G体育館、武道館、プールがあり、将来の建て替えを考えると、この一角はスポーツ施設を集約することが望ましいのではないかと思います。将来に支障がないと考えているのか、また、法人保育園建設予定地に選定した経過をお伺いします。

4つ目ですが、法人保育園も天気の良い日は、よく園児が散歩している姿を見かけます。今年、大津市で散歩中の保育園児16人が死傷するという、痛ましい交通事故が発生しました。この事故は、保育士がいくら注意していても、防ぐことができなかった痛ましい交通事故の事例であります。

さて、法人保育園の建設予定地ではありますが、これまでと変わりなく国道など、道路沿いを散歩しなければならないと思います。そこで大樹小学校の東側で、学童保育所の建設予定地だった町有地は、面積的にも保育園を建設し、将来、学童保育所も建設できると思います。そして何より重要なことは、北側に柏林公園があり、園児や職員の大切な命を交通事故から守り、安心して散歩することができると思います。保育園の建設に対し、経営する法人と町有地を貸す町には、預かった子どもの命を危険から遠ざける使命があります。大樹小学校東側の町有地に、建設予定地を変更すべきと考えますが、お答えをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、ご質問の町有地の利用計画と大樹保育園の建設についてお答えをいたします。

1点目の市街地内の未利用町有地を、将来的な土地の利用計画を策定しているかについて

は、限られた町有地を有効的に活用するため、おおむね15年先までに整備をしなければならない19施設の整備のあり方や工程、建設位置等について、職員で構成する総合計画執行計画プロジェクトチームで検討を行い、平成29年4月に第5期大樹町総合計画執行計画を策定したところであります。

今年度は、これまでプロジェクトチームを3回開催し、対象施設の優先順位や建設場所、年度別の建設事業費などについて検討を行っているところであります。検討した結果につきましては、今年度中に新たな執行計画の策定を行うこととしております。

2点目の建設計画中の法人保育園の建設事業費と予算内訳については、今年度、基本設計に着手しており、現在、施設規模や建物配置などの基本的な協議を進めている最中で、建設事業費の積算までには至っていないと聞いております。建設事業費がお示しできる段階になりましたら、改めてお示しをさせていただきたいと考えております。

3点目のB&G海洋センターグラウンドへのスポーツ施設の集約についてですが、現在、体育館及び武道館は修繕で対応することとしており、当面、改築の予定はありません。

また、老朽化が進んでいるプールは、今年度、鉄骨の測定検査を実施したところ、耐久性劣化が著しいとの結果であり、補修による長期利用は困難であるため、建設場所を含め改築を検討したいと考えております。

次に、法人保育園の建設予定地に選定した経過についてですが、社会福祉法人大樹福祉事業会では、運営している2つの認定こども園の老朽化もあり、1つに統合した認定こども園建設について、理事会等で協議をされております。

大樹福祉事業会では、園舎、園庭、駐車場など必要な面積を確保できる場所として、B&G海洋センターグラウンドが適しているとの結論に達し、町に対し、借用のお申し入れがあったところであります。町としても子育て施策の一環として、法人認定こども園建設のために、当該地を貸すことが望ましいと判断し、決定をした次第であります。

4点目の法人保育所の建設予定地についてであります。小学校東側の町有地は、学童保育所の建設場所として、児童の安心・安全面でも適していると判断しており、学童保育所の建設予定地として考えております。

統合する法人認定こども園は、園舎、園庭、駐車場の整備も必要なことから、ある程度の敷地面積が必要となり、小学校東側の町有地に、学童保育所と法人認定こども園を建設した場合は、互いに手狭になるのではないかと考えております。

また、B&G海洋センターグラウンドの選定は、大樹福祉事業会が議論を重ねた結果であり、その意向は尊重してまいりたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

整備計画、15年先までの整備計画があるということです。航空宇宙関係が、MOMO3号機の打ち上げ成功により、今後に多大な期待が持てるような取り組みを今、町も進めてい

と思います。将来、航空宇宙産業が大樹にこのまま定着して、産業が発展し、人口も増え、市街地に何かを、施設をつくりたいといったときに、先ほど町長が言いましたように、市街地に町有地大きな面積で未利用地がなかなかないというような中で、非常に貴重な土地だと思っております。B & G 体育館のあるところでございますけれども、年3回の検討会議が開催されているということですが、このような航空関係の将来像も見通した中で検討されているのかお伺いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

総合計画の執行管理計画のプロジェクトチームというところで、検討しているということでございます。まだ途中でありますので、皆さんにお示しするところまではいっておりませんが、その経過の中では施設の位置、建設の順序等を今、検討しているところでございます。

その中で、今後、宇宙関連で期待できる部分、市街地に何か建設するという部分では、過大な期待をするということも危険ですので、発展することは望んでおりますが、それによって人口が増えるという前提での話、協議は行っておりません。総合計画に従って、総合計画の満了時には5,200人になるという人口推計のもとに、今、計画を立てているところでございます。

ただ、市街地の土地の利用につきましては、例えば施設の重要度から順番を決めて、場所を決定しているということでもございまして、私どもの中の話では、認定こども園は1丁目1番地といたしますか、特に重要な施設であると。学校につきましては、小学校・中学校決まっておりますので、その次に保育所というのは優先的に考えたいということで、法人からの申し入れを尊重しまして、まずはB & G 前の土地を利用させていただくということにしているところでございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

当初申し上げたとおり、私も認定こども園建設に反対するものではありません。法人の。計画の中で柏木町、現在、土地開発公社はないと思いますけれども、柏木町と思いますけれども、ドラッグストアですかね、北側に木の伐採された広大な土地が見えております。将来のため、こういう土地の先行取得をしてはどうかと思いますが、お伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもも町有地の利用計画、今後の見据えたこういう町有施設の整備も含めた町有地の利用計画については、副町長がプロジェクトチームの座長でもありますので、検討を進めてい

るところであり、検討結果については速やかにでき次第、まとめ次第ご報告させていただきたいというふうに思います。

今、議員がご指摘の土地については民有地でありますし、今回、大樹町にとっても幸いだったと思いますが、ドラッグストアが進出をしてくれたということでもあります。あの周辺の土地については、民有地であるということも含めて、民間での活用をしていただくということが第一義かなというふうに考えておりますので、私どもが先行である土地を取得すること、今のところ目的もこれからの活用方法等もないという段階では、先行投資という意味である土地を取得するという思いは、町にはございません。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

わかりました。

法人保育園の関係で、まだ建設事業費の積算ができていないとのことでございます。そこで国や道の補助があるのか、また、町の負担割合はどの程度なのかお聞きしたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

法人におきましては、国・道に対して補助の申請を行う予定でございます。実施設計の時点から補助が使えるということでございますので、来年、実施設計を予定しておりますので、その時点から補助申請をしてみたいと考えております。

もう一つ、負担割合でございますが、補助の基準としまして、国が2分の1、市町村が4分の1、事業者が4分の1という割合でございます。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

なぜ聞いたのかということでございますけれども、ちょっと細かいことで申し訳ありませんが、6月議会に町長答弁で、学童保育所の建設は役場庁舎の建設があり、大型事業の重複は避けたいと、そういう答弁がありました。財政的には可能との答弁があったので、再質問したところ、大樹保育園の建設があるため、学童保育所の建設はできないということでありました。この大樹保育園の建設も、今、積算されていないということでございますが、町の持ち出しも多いため大型事業ということであるので、学童保育所が建設できないという答弁だったと思いますけれども、町長の答弁に整合性があるのか矛盾を感じたので、その点について見解をお伺いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

6月議会で答弁した中では、まとめてやっても面倒な、押し並べて順序立ててやっても財政的な負担についてはあまり変わらないのだと、1回で払うか、何年かで払うかということになりますので、財政的にはそれほど違いはないのだという答弁だったかと思えますし、それから町の業者のパワーからいって、大型事業の重複はなるべく避けるようにしたいというような答弁だったと思います。

それは変わっておりませんが、この保育所の建設の計画では、来年度実施計画、再来年度の着工ということで、役場の庁舎の2年目の時期と重なるということでございますけれども、その辺は調整で、役場庁舎の2年目の仕事、業務の内容、それからどこが請け負うかちょっとわかりませんが、そこは重複しても十分対応できるのではないかと判断で行っているところでございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

しつこいようですけれども、今の副町長の答弁ですけれども、重複しても構わないと、年度的に。そういうことであれば、学童保育所も可能だったのではないかと思いますけれども、もう1度お願いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

学童保育所も可能かもしれませんが。学童保育所の規模等々は、まだ白紙ですのでわかりませんが、ただ、法人からの申し入れがございまして、学童保育所の優先順位高いのですけれども、認定こども園も大変重要な施設でございますので、まずは認定こども園の事業計画というものが示された段階で、まずはそちらを優先するという判断をしたものでございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

補助も十分協議されて、町も認めたということでございます。ただ、いろいろ15年までの中で19の整備計画あるという中で、その時々の中を見越して建設場所を決定しているとは思いませんけれども、将来見越した中での毎年施設、建設位置を整合性がとれる、ある程度こういうものはこういうところにまとめていくべきだということあると思いますので、それをしっかり守っていただきたいなと思います。

B&Gの体育館の前に、ゲートボール場含めた中での法人保育園が建設されるということですが、その一環としてあの施設内道路を整備して、町道に認定する予定があるようです。これまでは施設内道路ということで、車の通りはあまり心配ありませんでした。町道

となると、大型車の通行も考えられます。安全対策について、法人との話し合いをされているのか、また、その予定はあるかお伺いします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

基本設計に当たりまして、法人との協議も何回か行ったところでございます。その中で施設内道路については、子どもの安全な部分でございますので、当然、必要な幅等もこれから基本設計の中で協議をさせていただきたいということで、打ち合わせの中でも話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

最後の質問になりますけれども、町長にお伺いします。

報道によりますと、大津市の事故を受けて、国土交通省は2020年度の予算の概算要求で、保育園周辺の車両、車の進入規制等に対する自治体対策に財政支援をするということも予定しているようですが、大樹保育園、大樹の子どもをほとんど、尾田認定保育園もありますけれども、大方の乳幼児ですか、乳幼児が大樹保育園に行くわけですから、そこら辺、保護者の皆さんが十分安心して預けられるようということで、もし国土交通省で予算が確保された場合、こういう対策も検討していただきたいと思いますと思いますが、お答えをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

現行の認定こども園、私どもの含めて認定こども園、または新たに今、法人がつくろうとしている施設についても通園してくる子ども達の安全対策というのは、最優先で考えるべきだというふうに思っておりますので、今現在、国土交通省で2020年に向けて、どういう形で予算がついたかという内容について、私、今、申し訳ありません。掌握はしてございませんが、それを活用できるのであれば活用させていただきたいなというふうに思っておりますが、新しい認定こども園ということで考えれば、2020年に実施設計ということになりますので、2021年に想定されます建設の段階で取り組めるもの、安全対策で取り組めるものがあれば活用していくように、法人とも情報共有していきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

内容を把握していないということでございますので、ちょっと報道の関係であったのが路面に凸状のハンプというのですか、それを設置して車の走行速度を制限したりと、町道であ

りますので難しいとは思いますが、また、このことについては難しいとは思いますが、エリアー帯を規制する方法、ある程度の半径何キロというような、ある程度の距離です、半径いくらという中で規制しているという中身になっているようでございます。中身見て、間に合うものでは、やっていきたいということでございますので、ぜひ検討していただいて、間に合うようであれば検討していただいて子どもの安全対策、お願いしたいと思います。

質問終わります。

○議長

休憩いたします。

休憩 午前 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番、船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告してあります運動公園の整備について、教育長にお伺いします。

柏木町の運動公園では、1年生から6年生まで多くの児童がサッカー少年団の練習を行っています。以前、トイレの仕様に関して、保護者や児童の声を聞き、トイレの簡易洋式化を対応していただいたが、改修後も低学年の児童の多くはトイレが暗く怖いなど、トイレを使用しないで我慢しているという声が多く、問題解決まで至らなかったと感じています。今後の運動公園の整備に関して、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、低学年の児童が安心して使用できるよう、トイレ内を明るくするために照明を再整備するか、レンタルトイレを配置してはどうか。

2点目に、現在の使いにくい手洗い場、水飲み場の更新が必要ではないか。

以上の2点、お伺いしたいと思います。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

船戸議員の運動公園の整備についてお答えをいたします。

1点目の低学年の児童が、安心して使用できるようトイレ内を明るくするために、照明を再整備するか、レンタルトイレを配置してはどうかについてですが、現在のトイレの照明は蛍光灯1基による照明となっております。照明の増設、あるいはLED化によりトイレ内を明るくして、児童が安心して使えるよう対応してまいります。

2点目の現在の使いにくい手洗い場、水飲み場の更新が必要ではないかについてですが、

現状を確認したところ大分古く、低学年の児童は使いにくいようですので、改修に向けて関係課と協議してまいります。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

保護者の声や子ども達の話からも、トイレが暗く怖いというのは、単純にトイレ内の明るさだけではなく、トイレの雰囲気そのものによるものが大きく影響していると思われます。今後、照明の増設、LED化し、安心して使えるように対応していただけるということですが、低学年の児童がトイレを我慢しないで気持ちよく使えるように、小さな子どもの気持ちを考え、進めていただきたいなと思います。

運動公園のトイレは、利用対象のほとんどが日々、練習しているサッカー少年団、また保護者の方であるということもありますので、町でレンタルトイレを設置し、サッカー少年団に管理してもらうということが、一番有効な手段ではないかとも考えております。皆さんもイベントで使用したことがあると思いますが、最近の仮設レンタルトイレは明るく、きれいで、使いやすい上に掃除がしやすく、くさくないということもあるので設置し、利用状況の経過を観察し判断してはどうか、お伺いしたいと思います。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

私のほうも、現状のほう確認させていただきました。照明の増設、あるいはLED化により明るくするという、あるいは中の壁も非常に色が暗い色ですので、壁の色を塗り替えると、現状あるトイレを改修して利用していただくということが、まず最優先かなと思います。議員おっしゃるように、簡易トイレを設置するという方法もあろうかと思いますが、運動公園として設置してありますトイレですので、まずはこちらのほうを使いやすいように改善していくところから、まずは手を付けていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ありがたく整備していただける、また検討していただけるということで、少年団も保護者の方も期待していると思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

2点目に移りたいと思います。

先ほど、運動公園を確認していただいたとおり、みんなが安心して使用できるように、使いにくい手洗い場、水飲み場についても改修に向け協議していただきたいと思います。あわせて、老朽化の著しい物置についても協議して、計画的に整備を進めていただきたいと思います。その点について、お伺いします。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

水飲み場につきましても本当に古いといえますか、昔の水飲み場になっておりまして、特に水を飲む場所といえますか、そこについては低学年の子は、高くて届かないような場所にありますので、そういった部分も含めまして、あるいはまた、サッカー少年団の方が主に使うということですので、芝ですけれども、汚れも落とせるようなそういう部分での配慮とか、そういった部分も考えながら、水、排水の関係もありますので、関係課とその部分はいいろ協議しながら、使いやすいような形で進めていきたいと思えます。

物置につきましても、どういう形がいいのかということはあるかと思えますけれども、すぐ対応できるかどうかも含めまして、更新が必要な部分につきましても、更新していくということも改めて考えながら、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

手洗い場、水飲み場、物置の整備をしていただきたいというのは、老朽化が著しいということもありますが、小さい子どもが安全に水を飲み、スパイクやボールを洗って家に帰るといふ習慣、サッカー用具やサッカー用品の備品を大切に管理するということ、少年サッカーだけに限らず少年スポーツ全般に言えることですが、少年スポーツは技術の向上だけではなく、子どもの成長の場として貴重な意味があると思えます。大樹町として、充実したスポーツ環境を整えていただけることを期待して、次の質問に移りたいと思えます。

2点目の質問に入りたいと思えます。

質問事項としては、子どもの室内遊び場をということで、町長にお伺いしたいと思えます。

子どもにとって遊びとは、多くのことを学び、成長するためには、なくてはならないものであり、特に幼児期における適切な運動習慣は、体の諸機能、神経機能の発達を促すだけではなく、社会性、創造性、情動性に重要な影響があると思われています。保護者の多くの方から、冬期間や荒天時でも安心して子どもが遊べる場所が欲しいとの声を多く聞きます。

北海道の地域性として、1年の3分の1近く雪に覆われているということや、近年夏でも猛暑により、小さい子どもが安全に外で遊べる機会が少なくなっていると感じています。1年を通し、保護者も子どもも安心して体をいっぱい動かし、運動できる室内遊び場が当町には必要だと思えますが、今後、整備していく考えはあるかお伺いしたいと思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

船戸議員ご質問の子どもの室内遊び場をについて、お答えをいたします。

幼児期における遊びを通しての運動は、大変大切なことだと認識をしております。また、室内に限らず、自然に満ちあふれた当町の特色を生かした自然体験活動も、子ども達の成長にとっては必要なことではないかとも思っております。

子どもの室内遊び場については、学童保育所・児童館の計画の中で屋内遊戯場を整備し、学童保育所に登録する児童のほか、未登録の児童や幼児も自由に遊べるようにと計画しておりました。学童保育所・児童館の整備の必要性については変わりなく、今後、改めて整備を計画する中で、屋内遊戯場も整備するよう検討してまいりたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

現在、学童保育所・児童館の建設についてはとまっていますが、町長が学童については整備していく必要性については変わらないと言われるとおり、今後、適切な時期に検討されていくと思いますし、保護者も子ども達も期待していると思います。今後、学童を整備していく時期について、明言できる段階ではないと思いますが、それまでの間、子どもの遊び場、室内遊び場についてどうお考えなのかお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員のご質問の中で、学童保育所の整備の考え方については、お示しをさせていただいたと思いますし、今後、しかるべき段階において、学童保育所の整備を進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

同僚議員からのご指摘、ご質疑もありましたが、認定こども園、町の法人の認定こども園の改築の動きもありますので、どうしても財政負担も伴うということでもあります。それとあと役場庁舎の改築も含めて、今後、学童保育所の整備については、検討していかなければならないかなというふうに思っているところでもあります。

今現在、具体的に何年度においてという段階ではないということは、ご理解をいただきたいと思いますが、当初から学童保育所の重要性については、私も強く必要性は感じているところでもありますので、保護者、または何よりも子ども達が安心して遊べるようなそういう場所づくりについては、これからも皆さんとともに鋭意努力を進めながら、改築のほうは進めていけたらというふうには思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

しかるべき時期にできる学童保育所・児童館の室内遊戯場の整備の予定ということもありますので、僕が室内の遊び場の想像しているものなのですが、ただ体育館のように広く遊べる場所ということではなくて、子どもの興味を引き、自分で遊べ、自分で考え遊べる場所と

いうものが必要だと考えています。例としましては、道内各地に市町村等がありますが、小さな子どもにはUSキッズランドや帯広にあるキッズの宝島、地域のコミュニティスペースとしてはトドックステーションなど、子どもの興味を引き、遊び疲れて眠るぐらいの遊び場と、親子でゆっくり時間を過ごすことができる場所が必要だと考えております。

南北の認定こども園の新築計画が進んでいるところだとは思いますが、統合後の南北の認定こども園については、法人との協議もありますので一概には言えませんが、施設の中も広く、天井においても十分な高さもありますので、子どもの室内遊び場の候補の1つとして、ぜひ検討していただきたいなと思います。

最後になりますが、既存の施設の中で使用頻度、適正等を検討し、有効に活用していただきたいと思います。地域住民、保護者の声を聞き、年間を通し幼児期に小さな体をいっぱい動かす、多くの人と触れ合い、親子で安心して遊び時間を過ごせる環境をつくっていただくことと、今後、公共施設の建設に当たり利用者の目線、子どもや保護者の目線を大切にして進めていっていただきたいと思います。安心して子育てをできる環境づくりに対し、最後に町長に一言お願いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員から、子ども・子育てに関する子どもの居場所づくり、遊び場づくりのご質疑をいただいているところでもあります。

私も子育ての中で、子ども達が安心して遊べる場所を提供していくということも、非常に重要だというふうにも思っておりますし、保護者のお母さんからも道内で先進的に子どもの遊び場をつくって提供しているという自治体での体験、実際に自分達が行って遊んできたというお話もいただいておりますし、その資料もいただいているところでもあります。

今現在、町内で保育所をお願いしております法人の南北の保育所の統合の動きが出ております。まだまだ協議中ではありますが、私ども、法人のほうにもぜひ統合後の今の北・南の施設の利活用についても、ご相談を申し上げているところでもありますので、今、議員がご指摘のとおり、体を動かすだけではなくいろいろな体験ができるような、そういう施設づくりもぜひ保護者や関係する皆様とともに協議を重ねながら、どういう形になるかはこれからこれからですが、子ども達が安心して、そしていろいろな体験ができる、体を動かして遊べるそういう施設をつくっていききたいなというふうには思っておりますので、実現に向けてまた今後もぜひ議員各位からお知恵といろいろな部分で、ご協議をさせていただければなと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

町長、ありがとうございます。

保護者も僕達も期待しておりますので、今後ともよろしくお願いします。
これで、一般質問を終わりたいと思います。

◎延会の議決

○議 長

お諮りいたします。

議事、日程の都合上、本日の会議はこれで延会とし、明日は午後1時から再開したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とし、明日6日、午後1時から再開することに決しました。

◎延会の宣告

○議 長

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 1時18分

令和元年第3回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月6日（金曜日）午後1時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 厳 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	清 原 勝 利
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農業委員長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

松木義行

主任

太田翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 吉岡信弘君

4番 西山弘志君

5番 村瀬博志君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。

11番、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました、町長の想い（町政執行方針）と地域住民との共有策についてお聞きしたいと思います。

令和元年の5月に、2期目の酒森町長の任期がスタートいたしました。6月の第2回定例議会において、「新たな時代（令和）は、自治体がこれまで拠りどころとしてきた制度や手法、思考の大胆な見直しが求められる時代となるものと認識し、これからも大樹町に住み続けたいと思う豊かさと魅力のあるまち実現に向けて、産業の振興と福祉の充実を重点に取り組んでまいります」という文頭に基本目標を1から5まで掲げ、第5期大樹町総合計画（2014年～2023年）に基づき、今後、4年間の町政運営に臨む執行方針が示されました。

以上のことから、下記の項目についてお聞きしたいと思います。

1番目ですけれども、町長の想いの中の町政執行方針を地域住民または町民に対してどう共有する工夫策、また手法はあるのか。

2番目ですけれども、同様に、職員に対してもどう共有してどう工夫策、または手法をしてどうやって共有化を図っていくのか、その辺についてまず2点目お伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、第5期大樹町総合計画、基本構想・基本計画ともに、2014年～2023年、実施計画が後期2019年から2023年の毎年のローリングの中で、計画の変更はあるのかどうか。

4点目ですけれども、人口の流出、自然減少もあるのでありますが、少子高齢化、社会保障に対するニーズの多様化・公共施設の改築やインフラの老朽化など、問題がいろいろ山積している中で、地域住民への町財政運営の透明化が行政に求められると思うのですが、これを今後どのように町民に理解を示していくのか、まず4点お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、齊藤議員ご質問の町長の思い（町政執行方針）と地域住民との共有策についてお答えをいたします。

1点目の町長の思い、町政執行方針を地域住民と共有する工夫策、手法については、住民との対話と情報の発信が基本的な考えであり、これまでも実施をしております町長と語る会、行政区長会議のほか、個別の案件ごとに実施をしております住民説明会を引き続き行い、住民との対話の機会を増やすことにより、共有が深まるものと考えています。

2点目の町長の思い、町政執行方針を職員と共有する工夫策、手法については、職員との対話、目標の明確化、理解度を深めることが必要と考えており、手法については、PDCAサイクルの確実な実行のため、予算査定時には総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略などに沿ったものであるか、年度当初の事業執行時は、個別庁議による予算の再確認と確実な指示を行うことにより、職員との共有ができるものであります。

3点目の第5期大樹町総合計画、基本構想・基本計画、ともに2014年から2023年、実施計画の後期、2019年から2023年の毎年のローリングの中で、計画変更はあるかについてですが、実施計画につきましては、前期・後期5カ年ずつの計画を策定し、毎年のローリングによって変更を行うこととしております。

2019年3月に実施計画の後期計画を策定したところでありますので、今年度、職員で構成する総合計画執行計画プロジェクトチームで検討した内容について、計画に反映していきたいと考えております。

4点目の地域住民への町財政運営の透明化が行政に求められると思うが、今後、どのように町民に理解を示していくのかについてですが、町の財政について広報紙では、予算及び決算についての概要を、ホームページでは予算大綱をはじめとした各種資料と、決算では財政健全化判断比率をはじめとした各種資料を、また、新公会計制度に基づく貸借対照表、行政コスト計算書等、4種の財務書類を公表しているところであり、今後にあっても引き続き、広報紙、ホームページを活用した情報公開を行ってまいります。その内容については、住民がご理解できる内容になっているか、再度、見直しを進めたいと考えます。

住民理解の点では、1点目の繰り返しになりますが、町長と語る会など直接住民の皆様か

ら意見をお伺いできる機会ではご理解がいただけるよう、より丁寧な説明を心がけていくことも大切であると考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

答弁ありがとうございます。それで今の町長の想い、執行方針に対する共有策について、1点目住民への共有策、2点目の職員に対する共有策ということで答弁をいただいたのですが、それぞれ地域住民、職員との共有策について、例えば自己評価、自分で評価するというのは10点満点だったら、町長自身、自己評価で何点ぐらい付けるのでしょうか、その辺、自己評価について聞きたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま町民の皆様、そして職員への共有について答弁をさせていただいたところです。自己評価ということではありますが、私は、それぞれに対して意を注いで4年間やってきたつもりでもありますし、これからの今年も含めて改めての任期の最中も、意を注いでまいりたいというふうには思っているところでもあります。ただ、情報の発信も含めて伝わりにくかったところ、しっかりと説明責任を果たしたかというところについては、その案件によっては対応が十分ではなかったかなというところもあろうかなというふうに思っておりますので、今後も共有を図る上で情報をしっかりとお伝えしていく、説明していくということが何よりも肝要だなというふうに思っておりますので、そういう点はしっかりとこれからも意を注いでまいりたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、何点とは言わなかったのですが、五分五分なのかなと思うのですが、よく民間や学校現場、教育現場において学校経営、最近外部評価・内部評価とありますよね、授業も例えば、高校でも中学校でも担当教科の内部評価・外部評価とやっているのですよね。町長も1期目が終わって2期目、5年目に入ります。そうすると、できればこれは町長の手法なのですけれども、町民や職員、町民だと外部評価だと思うのですよ。職員だと内部評価なのですけれども、そういうことも1回評価する値はあるのではないかと思うのですが、その辺の取り組み、手法は考えられないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町では導入をしておりますが、事務事業に対して外部の委員も含めた委員会等を構

成して、その中で事務事業を評価するというやり方はあるかなというふうに思っております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、それぞれのその戦略に伴う事務事業に対して、一般に公募した委員もいらっしゃいますので、そういう形で事務事業を評価していただいているということもあろうかなというふうに思っております。今後も私どもの事務事業に当たって、どういう評価をし、それをどう改善して、次の制度にどう生かしていくかというところも当然必要なことでもありますので、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、PDCAサイクル等を念頭にしっかり置きながら、事務事業については改善も含めて進めていければなと思っております。事務事業全般を通して、外部の委員を選定して評価を受けるかどうかというところは、これから検討していきたいというふうには思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の4年間の執行方針、1期目の評価を受けるといったら、相当自信ないと、また結果も結構恐ろしい場面も出てくるだろうし、いい場面もあるし悪い部分もあるのですけれども、やはり2期目進めていく中では、1つの大きな判断材料になると思うのですね。そのこともお願いしたいのと、今、町長のほうからPDCAサイクルというプラン、内容としてはプランの計画、そして実行、チェック評価、アクション改善のそういった一連のサイクルで総合計画、目標に向かって進めていると思うのですけれども、特にPDCAサイクルのCの部分のチェック評価が、いまいち低迷しているのではないかというように感じているのですけれども、これのどのような取り組みで評価を行い、Aのアクション改善に向けて職員との理解度を深めているのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもも事務事業を進めるに当たって、まずは事務を進めるに当たっての一番最初のスタートは予算編成にありますので、その段階で私ども特別職も含めて予算の各課別の事務事業の検討する場を設けて、新年度に向けてどういう事業をどういうふうに展開していくか、または今年度やった事業をどういうふうに改善して、次年度に反映させていくかというところの検討を進め、予算編成に反映をさせていただいているところでもあります。

また、先ほどの答弁でも申し上げましたが、新年度、新たな予算、新たな年度に入った段階では、予算付けをいただいた事務事業をどういうふうに、どういう段階で、どのタイミングでやっていくかいうところも含めて、それぞれの課と私どものほうで協議を進めてまいります。そういう経過を踏まえて、評価でありますとか、改善は図られていくというふうに思っておりますので、そういう段階が今現在、職員と事務事業を進めている上でのPDCAサイクルの中、歯車といいましょうか、事務事業を進める上でのやり方になっているかなという

ふうには思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでPDCAサイクルを進めていく前に、やはり目標が明確でなければ、よりよい成果は出ないと思うのですよね。特に、今、町長の答弁にありました予算査定時には総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿ったものであるかという、そういう答弁いただいたのですけれども、実際に見ていると年度途中、または計画途中で有利な事業だとか、補助金等が出て国や道から提出される場面があると思うのですけれども、最近の施策内容から見ても自然エネルギー政策の関係でもそうだけれども、意外とそっちのほうに簡単にシフトする傾向があるのですよね、見えているのです。

各事業の政策の目標・ビジョンに対して、PDCAサイクルの確実に機能本当にしているのかなと、ちょっと疑問視をしているのですけれども、そういった中で5年先、10年先の目標が当初決めたより軸がずれて、ぶれて、不透明な状態になっているのかなと思っております。行政は1つのルールに則って、1つのきちんとした手続で行うのが原則だと思います。周りの補助金等とか行政、事業に左右されることなく、きちんとPDCAサイクルを確実に実行して、執行方針や総合計画の軸がずれないことが一番望ましい町政執行だと思うのですけれども、その辺について、町長の考えについて聞きたいのです。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもがまちづくりを進める上で、一番上位にあるのは総合計画でありますし、その計画に基づいて事務事業を行っていくということは、ご説明を申し上げたところです。ただ、5カ年ずつの前期・後期の計画があって、中身についてはローリングもしていくということもありますので、そこについては見直していくということもあろうかなというふうに思っております。

今、議員ご指摘のただいま申請手続を行っております再生エネルギーのスマート街区の関係につきましても、私ども2年前に手挙げをしている事業でもあります。今回、国のほうから急な募集の通知があったということで、すみません、北海道から通知がありまして、私どもも2年前の経過も含めて今回再度、手挙げをさせていただいたところでもあります。ただ、今回、手挙げをするに至って議員の皆様にご説明をするまでには、私ども何度も何度も内部で担当課も含めて検討した経過があります。

今回、唐突な議員協議会でのご説明だったということもあり、急なお話だという認識を持たれたということについては、私どもの説明の在り方がよくなかったのかなというふうには思っておりますが、2年前の経過も含めて私どもは今回の部分も、前回と同じような意味合いでの申請をさせていただいているという認識でおります。何分にも唐突なイメージを与え

てしまったということについては、私のほうの事務の進め方について、まだまだ考え直さなければならぬ点があるかなというふうに思っておりますが、今回のスマート街区の申請についても、私は2年前からの継続であるという認識でおりますので、急に思いついて取って付けたようにやっているということについては、私どもはそういう認識ではないということをご理解をいただければと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の言っていることはわかります。ただ、今、町長が2年前からの継続だと言って答弁いただいたのですけれども、木質の関係で言えば、平成26年に計画ができて、その後に晩成温泉木質、始まったのですよね。それで、そう言っているとおりで、役場庁舎が別な方法の自然エネルギーを活用すると、そういうふうにシフトしてしまうと。2年間の継続だと言いながらも、そういうふうに違う方向にシフトしてしまうから、私から見れば手続がお粗末だし、軸が完全にずれているのですよね。そうすると、議会もなかなかそれにはついていけない状況で、今回、いろいろと混乱を招いたのですけれども、その辺は、今後はしっかりやっていただきたいなと思います。

それで、次に地域との共有策について質問移ります。

答弁の中で、「町長と語る会、行政区長会議ほか、個別の案件ごとに実施している住民説明会を引き続き行い」、そういった答弁いただいたのですけれども、これはどちらかというところと要請があれば開催、そこでは共有は深まると思うし、意見も出ると思うのですけれども、逆に要請のない地域、行政、また区長が不在な地域はどのように共有化を図るのか、それについてお聞きしたいのです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、町長と語る会については行政区から、ご要望いただいた行政区と日程調整をしながら私ども、またご質問等がいただける場合もありますので、担当の説明職員も同席をしながら、進めているところでもあります。

残念ながら開催される、来ていただける行政区については、ほぼ固定化されているというところですが、この4年間で以前よりは開催していただける行政区が増えたのかなというふうに思っておりますし、1度やっていただける、いただいた行政区については、それ以降継続してやっていただけるということもありますので、私は町長と語る会を通じて、膝を交えて町民の皆様とともにまちづくりを語る場だというふうに思い、大切な場だというふうに思っております。

また、それ以外の要望のないところ、または今現在、行政区長が残念ながらいない地区については、まずは情報の発信元としては区長会議、年4回ですが、その場で私ども直接区長

会議のほうに出向いて町の状況、またはその他、区長さんのほうからもいろいろなご質疑やご意見をいただいておりますので、そういうことで情報の共有はできるかなというふうに思っているところでもあります。

残念ながら、町内で区長さんがいらっしゃらない行政区があり、私どもも定期的にその地域の皆様とともにいろいろな情報は共有しながら、相談をしながら進めているところでもあります。私どもとしては全ての行政区に、行政区長さんがいてくださり、行政区のための情報等も共有できるということが、一番望ましいのではあります。何分にも行政区は地域の皆様あつての行政区でもありますので、今後もしやという形で行政区が運営されていくことがいかにについては、私どもとしっかり、また私どものほうからもしっかり、いろいろな部分でご支援をさせていただければなと思っております。

行政区には、私ども担当職員がおります。最近では行政区のほうでも、行政区のそれぞれのいろいろなイベントや会合等にもお招きをいただいているということでもありますし、私もお招きをいただければ、できる限り行政区のいろいろなお祭りやイベント等にも参加をさせていただいているつもりでおりますので、今後もそういう活動を通じながら、これからも地域の皆様と町のほうが寄り添って、いろいろな部分を共有していければなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の説明わかりました。ただ、要請があれば出向いて話をする、共有化を図ると言うのですけれども、そうではなくて町長の4年間の任期中に1回ぐらいは町長自ら地元、地域に根づいた、出向いて懇談会を開くということが、任期中に1回ぐらいあつて、地域の様子を見る。そういうことも任期中にやるのが1つの手法だと思うのですけれども、そういうことは、予定はないでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員がおっしゃるとおり、それも1つの手法ではあるとは思いますが。ただ、私も地域の集まりも含めて、いろいろな場面で行政区に出る機会、数多く持っているかなというふうに思っておりますし、いろいろな団体の集まり・会合等にも出席をさせていただいているところでもありますので、今後もそういう形で地域の皆様と触れ合う、情報を共有できる機会をつくっていきなというふうに思っております。

個別の案件で実施している住民説明会がありますので、そういう場で、その案件以外のいろいろな協議も進めていくということも、可能だなというふうに思っております。どういう形で住民の皆様と、いろいろな部分の情報を共有しながら、まちづくりを進めていくかというところについては、議員がおっしゃる任期中に、どこの行政区にも1回ぐらいはというよ

うなことも、手法の1つではあるかなというふうに思っておりますので、どういう形で情報を共有できるかというところについては、これからも役場内部でも検討していきたいなというふうには思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

せっかく町長が、1期目、2期目それぞれ町の執行方針を打ち出しているのですから、やはり町長は町のトップであるし、顔であるのですから、地域は、来るとやはり違うのですよね、受けとめ方が。用事があるから来てくださいとは、また違うと思うのです。やはりこちらから、町長自ら一步を踏み出して、地域に根づいたやることも大切ではないかと思うのですけれども、今後、検討するという事なので、ぜひお願いしたいと思います。

それで今答弁の中で、いろいろな集まりの中で団体等に町長、触れ合いながらとあるのですけれども、町長が任期中に1つ気になることがありまして、いろいろ調べさせていただきました。原課もそうですし、経済団体、事務局とも確認させていただいたのですけれども、特に基幹産業の経済団体の総会の出席状況です。商工会が5回中3回、漁業協同組合が5回中4回、森林組合が4回中0回、JA大樹町の総会に5回開催されているのに出席はゼロ、それと子育て支援事業の中でも法人経営の北・南保育園、これは町長、来賓で呼ばれているのですけれども、私の記憶範囲ではゼロ、卒園式も入園式もゼロ、尾田認定は町立なので園長が行っていると思いますけれども、それでも出席はゼロなのです。

こういった状態の中で、なかなか町長の例えば農業の基幹産業だとか、子育て支援策がそういう場で一番訴えられる場所だと思うのですよ。それがなかなか伝わっていないということは、もう少し地元で根づいた情報発信が、総会には出る、出て自分の政策を訴える、話すということが大事ではないかと思うのですけれども、これについてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、議員がお持ちの資料と同じものを担当のほうから、手元にあるのですが、JAの総会については任期中、今年も含めて出席がかなわないということです。森林組合もそうなのですが、漁協と商工会については、おおむね出席はかなっているということでもあります。

実は私も副町長時代には、JAの総会には毎回、顔を出してご挨拶をさせていただいたところですが、どうしてもJAの、いい悪いではございませんけれども、日程が北海道町村会の総会がある時期があるのですが、札幌で北海道町村会の会合、またはそれに関連する各種団体の会合が、3日間程度行われる時期があるのですが、毎年そこにぶつかってしまうということで、町村長、私どもの出席がどうしてもかなわないというのが実態であります。森林組合についても同様の会合等がぶつかるということで、出席がかなわないということでもあります。漁協が多く出られるということについては、実は漁協の総会は土曜日に開催をされると

ということで、土曜日はおおむね、よっぽどのことがない限りは、私どもの公務もそんなに町外ではないというようなこともあって、出席がかなうということでもあります。

残念ながら出席がかなわなかった総会等についても、出席をした副町長でありますとか、担当の課長でありますとか、そういう者から総会の中身については報告が上がってまいりますので、議案の中身、または発言の中身、どういう議論がされたかということについては、逐一把握をしているところでもあります。経済団体の総会に限らず、例えばJAであれば酪農部会でありますとか、和牛改良組合、馬事振興会、JA女性部の総会等についてもご案内をいただき、日程が合えば、在庁していれば可能な限り出席はさせていただいているところでもあります。ただ、JAの総会等については、先ほど申し上げたとおりの理由で出席がかなわないということについては、私の本意ではありませんが、やはり会合、そういう会合とぶつかってしまうということはどうしても否めませんし、私もまだ2期目始まったばかりではありますが、町村会から与えられた役職もありますので、十勝を代表してその総会に出ていかなければならないということについても、ご理解をいただければなというふうに思っております。

結果としては、残念ながらそういう結果にはなっておりますが、あらゆる団体からご案内をいただいて、出席が可能なものについては土日問わず、夜間を問わず対応させていただいて、出席をさせていただいているということについては、ご理解をいただければと思います。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

確かに、町長の言っていることわかるのですけれども、町民、組合員、子育て世代というのは、その部分でわからないのですよね。町長に案内出したら、町長に来てもらいたいという想いは強いと思うのですよ。それで例えば、やはり総会に出るというのは、1年間の中では一番鉄則ではないかなと思うのです。総会に出席することによって町長の想い、要するに町の執行方針ですね、絶好のアピールする場所なのですね、そこは。

例えば、JAだと平成31年の農林水産業費が31年度予算で5億7,000万円だよと、そのうち前年対比で16.7%増、そういうことを町長が冒頭の挨拶の中で説明すると、若い後継者あたりも関心持つのですよ。町も応援してくれるのだなと。ましてその詳細について、例えば農業振興だったら小麦の雪腐れ防除で100万円、町負担していますよとか、畜産振興であれば雌精液判別の補助金で525万円ということをきちんと伝えたと、若い後継者は町も応援してくれるのだと。でもこれが今の段階だと、若い人等は農協が全部補助していると、そういうふうに勘違いしている人もいますよ。

そういうことになると、やはり総会は大事だと思うのですよ。大変だと思うのですけれども、そういうところ伝えていかないと、町の、町長の執行方針をアピールする場所って、絶好の場所ですし、理解してもらおう場所だと思うのです。これは同じ子育て事業も言えると思うのです。例えば、子育て事業で保育料の問題も、今回議会では10月から無償化になった

のですけれども、保育料の負担だって本当の子育て世代は、町が5割、6割負担しているという人、数少ないと思います。本当に少ないのですよ。当たり前だと思っているし、そういうことをやっていますよということで、こういった総会や集会へ出て、町長自ら施策を若い人に訴えると、若い人等も関心を持つし、町政にも協力して町の財政が透明化につながって、地域とか団体とか子育て世代と共有化が図られると思うのですけれども、そのような考えになりませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段、私のほうから総会の出席の状況、または出席がかなわない状況については、ご説明をさせていただいたつもりであります。出たいのはやまやまであります。ただ、残念ながら日程の関係で、どうしても出席がかなわないということでもありますし、私が仮に出られなくても、私のかわりに出ている例えば副町長なりが、町の代表としてしっかりと町の想いをお話をする機会がありますので、ご挨拶の中で申し上げさせていただいているところでもありますし、例えば新年度の町の事務事業の在り方がありますとか、新たに始める事業の内容等についても、総会のご挨拶の中で触れさせていただいているつもりでもあります。

これからも出席については可能な限り、いろいろなご案内いただいた総会等、会合等については、出席はさせていただきたいという思いは就任当時の1年目から、1日目からそのことを決してないがしろにした思いもありませんし、これからもしっかりと出席については、可能な限り出席をさせていただきたいというふうには思っております。

ただ、残念ながらどうしても日程の関係で、または町内にいることがかなわないというような状況もあって、出席がかなわない部分については、それは出席した者がしっかりと町の想いをお伝えする、または会合等でご発言があった部分については、しっかりと会合の議案等も含めて確認をし、それを町政に反映していくということが、私の役割だと認識しております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

はい、わかりました。

でも、もう5年もこうやって、5回とも一致するのですから、事前に。例えば、副町長段階で現場のほうと、多少の町政のズレはできないのかということなのですよ。やはり副町長が代わりに行ったって、代わりなのですよ。副議長が議長の代わりに行っても副議長なのですよ。町長は、やはり地域の顔であり、町の代表で執行権は持っているのですよ。でも副議長も副町長も執行権はないのです。そういったふうに皆さんとらえているので、5回もマッチしてしまっているということは、当然わかっていることなのだから、そこは何とか調整しながらできるものであれば、そういうことを今後お願いしたいと思うのです。

それで最後に聞きます。地域住民、町民と町長の想い、執行方針を伝えるのですけれども、共有策、手法として、一言で言ったら何だと思います。一言で言ったら。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

情報の共有だと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

私はちょっと違うのですけれども、これ最後です。情報の共有だと思うのですけれども、町のトップとして、要請活動も大切です。宇宙構想も夢を追うことも必要かもしれませんが、自治の原則は地域住民の暮らしと経済が大原則だと思っています。住民1人1人の場所、その場所その場所で職場も同じことが言えるのですけれども、やはり1人1人、1つの手法として自分で出向いて、その場所その場所で目線に合わせて、当たり前のスタイルで対話することが一番ではないかと、私はそういうふうに思います。聞く姿勢も大切だと思います。そうしたことをもっと地元で根づいた手法で考えていくことを今後、酒森町長の想い、2期目の4年間の町政執行方針が職員、地域住民に理解が得られ、共有していくことを期待いたします。これで一般質問を終わります。

○議 長

10番、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長に質問をいたします。

まず1点目については、家庭用太陽光発電について、ご質問をいたします。

家庭用太陽光発電固定買取制度が2009年に始まり、今年の11月で買い取り期間10年を迎える家庭が出始めております。自然エネルギーとして、太陽光発電は環境価値も高く、さらに普及させていくことが必要と考えますが、町の対策をお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、志民議員ご質問の家庭用太陽光発電についてお答えをいたします。

太陽光発電の固定価格買取制度は、電力会社が一定価格で10年間買い取ることを国が約束する制度で、2009年、平成21年に開始され、2019年、令和元年11月以降、順次、固定価格買取期間の満了を迎えることとなり、その後は電力会社の買取義務もなくなりますので、自家消費のほか自由契約での売電が可能となります。

固定価格買取制度、当初の買い取り価格は1kW当たり48円と高い価格が設定され、全国的に太陽光発電が普及いたしました。その後、設置費用が安価となったこともあり、買い

取り価格も年々引き下げられ、現在では1kW当たり24円と、当初の半額程度となっております。今後においても買い取り価格が引き下げられる見込みであることなどから、設置件数はさらに減少するのではと思っております。

大樹町においては、平成23年度から住宅用太陽光発電システム導入に対する助成を行い、28年度からは住宅リフォーム支援事業補助金制度、また、29年度からは大樹町でかなえるマイホーム補助金制度により、太陽光発電の導入に対する補助を実施し、普及に努めてまいりました。

太陽光発電など再生可能エネルギーでつくられた電力は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策などの問題解決にとって重要であることから、今後も住宅リフォーム支援事業、大樹町でかなえるマイホーム補助金などの補助制度により、普及を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

大樹町も太陽光発電の助成については、当時、始まったときは助成額も50万円とっているのですね、これは全道で1番か2番かという、優秀な大した大きな制度だったので、私自身にも問い合わせが何件か来たことあるのですね。そういうことから先進地だというふうに大樹町は考えて、大樹町は先進地だと、私は理解しております。その後、買取価格の引き下げと、太陽光発電自体の設置費用も下がったと。これはそのとおりでございますが、そもそも太陽光発電、この太陽光パネルの耐用年数というのは、非常に長くて20年というけれども、実際に使っている人では30年使ってもそんなに落ちないと。調べてみますと、年0.2%と、10年でも2%の耐用年数が下がっていく、30年使ったとしてもそんなに落ちないと、確立された優秀な技術だというふうに考えているのですね。

そういうことから考えますと、太陽光発電を設置することが、大樹町も総合計画で低酸素社会を目指すとして、こう書いてありますが、それを目指していくのであれば、太陽光発電の設置をさらに、さらに推進していくというような施策ですね。今、住宅リフォーム制度の支援の中に組み込んでおりますよね、新たにマイホーム建築のときも、設置のときも助成したいということでございますが、設置件数は減少するものと思っております。なおさら町として応援していく、助成を増やしていく、そういう対策が必要だと私は考えていますが、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員も内容については、私どもの取り組みの内容については、経過も含めてご存じかなというふうに思っておりますが、私どもが太陽光のパネルの設置に対して、最初、補助事業を町単で起こしたときには50万円という高額でありました。全道でも有数だったかなという

ふうに思っております。それはひとえに、この貴重なエネルギーであります太陽光を活用しようということを奨励しようということで、事業当初の期間限定で、有限の期間の中で50万円という金額を設定させていただき、太陽光を大樹町につくっていかうということでの奨励策だということでもあります。

今現在は、パネルが当初よりも価格が落ちたと、安価になってきたということも含めて、今現在10万円の補助枠でこの事業を継続実施しているということでもありますので、これからもその規模で住宅リフォームの中に含めて、太陽光の発電の事業については継続実施していきたいというふうに考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

事業自体、住宅リフォーム制度の中、また大樹町でかなえるマイホーム補助金の中に組み込んで継続していきたいと、そういう力強い答弁なので、それはほっとしているのですが、パネルそのものの値段がそのとおり下がっていると。しかし、今後、24円がやがては7円から9円ぐらいになるのではないかと、そんなようなことになると自家消費のみというような感覚になってくるのですね。ぜひ、ここで継続ということは、確かに私も本当にそれ聞いて嬉しく思いますけれども、今後、補助の増やしていく、むしろ逆に増やしていくことが大事でないかなというふうに考えているのですね。それはぜひ強く要望しますが、今、リフォーム制度でも申請する場合、業者が代理で申請できるようになっているのですね、この制度も引き続き継続してほしいのですが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

住宅リフォームの助成制度につきましては、令和3年までの時限の制度となっておりますので、継続というのは令和3年までは継続しますがけれども、その後の約束は今ちょっとしかねるところで、これは評価をして、先ほどではないですけれども、PDCAをしまして、その後の在り方というのは、またそこで検討することになるかとは思いますが、議員言われるように太陽光の普及というのは、大事であるというところには変わりはないと思うのですが、その時の情勢ですね。今、FITで買取制度、固定価格買取制度に乗って今行っておりますけれども、FIT制度そのものが今後どうなっていくのかというような議論もありますので、その辺、先ほど、議員が言われたように単価が7円とか一桁になってくると、もうFITの必要はないですね。もう一般的に電力会社に売る値段と変わらなくなってきましたので、そうすると補填している部分が、制度そのものが要らなくなるのではないかという気もしますので、FITの制度は、そのときは消えてしまう可能性があるのかなと思っております。パネルの普及というのは、また別な意味があるかもしれませんが、FIT制度はその時点でなくなるかもしれませんので、そういったところを見きわめながら、町として

の在り方というのは、その時点で考えたいと思いますが、今時点では令和3年まで、この制度については持続していきたいという考え方でございます。業者の代理申請につきましては、この制度の中については、このまま継続していく予定であります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

業者の代理申請、これは継続していくということですが、本当にFIT制度ですね、固定価格買取制度、なくなっていったら意味なくなってくるというのは、本当に私も危機感持っていますね。ただ、設置した人にとっては、パネルそのものの寿命というのは長いなと思っているのですね。ただ、太陽光パネルから発生した電流は直流で、これを交流に変換してやらなければならない、送電線につなぐというそういう作業があつて、その変換器、コンバーターというのかな、何というのかな、それについても耐用年数がちょっと短いですね。これについてあるので、やはり助成制度は令和3年以降なのですが、それまでの間に私も引き続き求めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

志民和義君。

○志民和義議員

引き続き2点目の子どもの医療費助成について、町長にお伺いをいたします。

大樹町の子ども達の医療費については、中学3年生までが無料で、高校生については一部負担があると聞いております。高校生への医療費助成内容と1年間の町の負担はどのくらいになるのか、また所得制限をなくした場合、試算はいくらということになるか、また全国でも高校生医療費無料化が広がっていると聞いております。管内の状況、全道の状況について、どうなっているかお伺いをいたします。町として、全員に所得制限なく助成をしてほしいと考えていますが、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の子どもの医療費助成についてお答えをいたします。

北海道が取りまとめました市町村単独による医療費助成事業の状況は、全道179市町村

のうち、中学生まで医療費を全額助成している市町村が77、高校生世代まで拡大している市町村は、入院のみを対象としているところも含めて73となっております。また、管内につきましては、7町村が高校生世代まで助成を拡大しております。

大樹町における高校生世代157人を対象とした場合の助成額は、平成30年度の国民健康保険の医療費や被保険者数などから試算すると、1年間の負担額が約340万円と見込まれます。現在、大樹町では、医療費関係の施策として、小学校4年生から高校3年生までを対象とした大樹っ子健診を実施しており、町外から大樹高校に通学している高校生も対象としております。

この健診は、直接医療費に係る助成事業ではありませんが、子どものころから高血圧や糖尿病などの生活習慣病を意識付け、自ら予防することを目的に、血液検査、尿検査等を実施しております。生活習慣病になると長期間通院しなければならず、医療費の負担も大きくなります。

高校生までの医療費の無償化についても重要なことではありますが、将来的な視点に立ち、子どものころから健診等を受けていただくことで病気を早期発見し、早期治療にもつながり、その結果、医療費の削減にもつながるものと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

全く早い段階から、大樹の小学校からこういうふうに健診をしていくということで、早い段階から発見し、早い段階から治療する、結果的に本人自体の生活が何より快適に過ごせるということは、これは最高のことで、医療費とまた別の問題としてあることなので、これは大いに進めていってほしいというふうに思います。

町長の答弁で聞いたのですが、血液検査と尿検査は聞いたのですが、なぜ一番大事な、どれも大事ですけれども、心電図検査というのを抜けているような気がするのですけれども、町長、どうでしょうか。ぜひこれも入れたらいいのではないですか、私は強く求めます。

今、全国で子どもの医療費助成というのはどうしても広がってきていると、これは当然、子育て世代そのものが経済的に非常に厳しくなってきているということと、それから学校に通うということ自体が、既に教育費が上がってきているということから、病気になったときには安心して病院にかかると。もちろん気を付けてならないのが一番いいのですけれども、もしなってしまった場合、こういうのがやはりとめられることではありませんので、ぜひそのところは健診と早期発見・早期治療ということと、またプラス加えて医療費助成ということが必要だというふうに考えていますが、町長、いかがでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

大樹っ子健診の心電図の部分でございますが、まずは子どものころから先ほど町長が答弁

したように、高血圧とか糖尿病などの生活習慣病の動機付けということが何より先かなと思っております。したがって、議員おっしゃるように心電図、確かに重要かもしれませんが、今のところ子どもの生活習慣病の動機付けということで進めてまいりたいと考えております。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの答弁の中で申し上げさせていただきました、大樹町として重要な子どもの健康を守っていくという役割については、これからはしっかりと私どもの事業を通じて、進めていかなければならないというふうに思っておりますし、その大きな事業の中心となるのは、子ども達自らが自分の健康の状態を把握するということが、何よりも私は大切かなというふうに思っておりますので、大樹町では子どもの高校生までも含めた若い世代の健康な体を持っていただく、つくっていただくということから、早期に病気を発見し、治療を進めるという点をこれからは重点的に進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

全くそのとおりなのですが、心電図、検査しないまでも、これは聴診器などで健康診断のときはちゃんとやられているのでしょうか。その点ちょっとお願いします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

医師による触診等は行っておりませんので、実際にやっているのは血液を採血したとか、尿検査を採取して、その結果をもとに保健師、また栄養士による指導を行っているということでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひお医者さんの触診というのですか、それは特別、心電図にかける必要ないのだから、そのくらいはやってもいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

井上課長が申ししているのは、大樹っ子健診の項目でありまして、学校検診、内科検診ではちゃんと内科医による問診もやっておりますし、聴診器も当てていますし、1年生、4年生は心電図検査行っております。ご安心ください。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

○議 長

再開いたします。

志民和義君。

○志民和義議員

問題は、こういうことというのは、自治体でそれぞれやっていくことが広がっていくということなので、広がっていているのですよね。そういうことで、これを町長、どうでしょう。この機会に、やっていると思いますけれども、町村会などを通じて道・国に求めていくということ必要ではないでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

小学生を含めて中学生までの医療費を、全額助成している市町村が179のうちの77という状況でもあります。私どもも、中学生までの医療費を無料化にしておりますが、これから子どもの健康を守っていく、または健康を直接守っていくということにつながるかどうかはちょっとわかりませんが、高校生までを対象にして独自で拡大をしていく自治体も今後、少しずつではありますが、増えてくるかなというふうに思っておりますので、大樹町としても財政負担を伴いますので、軽々に来年からやりますというようなことは申し上げられませんが、いろいろな推移、子ども達の健康状態、または大樹っ子健診等の中身も含めて、どういう施策が子ども達にとって効果がある、役に立つ施策になるかということも判断しながら、検討していきたいなというふうに思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひ検討しながら実施に向けていくことを期待して、質問を終わります。

○議 長

次に、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは私のほうからは、航空宇宙関連事業の進捗についてというテーマで質問させていただきます。

先般、5月4日のMOMO3号機の打ち上げ成功により、射場誘致がますます具体化する

中で、I S T社の打ち上げ第4弾MOMO 4号機が、7月14日から27日の間の3度にわたる挑戦も、残念ながら宇宙圏には到達できませんでした。しかし、2023年に予定している人工衛星軌道投入ロケットZEROの新射場整備に向けて、北海道航空宇宙企画株式会社、略称HAPですけれども、これを設立し、多方面から大樹町の射場誘致のポテンシャルの高評価をいただき、HAPの活動がますます重要と感じます。

そこで前回も質問させていただきましたが、ロケット打ち上げに際する体制と射場誘致を現実のものにするためのプロセスとして、大樹町内におけるムードをより多く高めるために、以下の質問をさせていただきます。

1つ、打ち上げに関して、現段階では無料観覧としていますが、これを完全に有料化にして、その具体的な中身は駐車場料金ですとか入場料として、体制負担軽減の費用として取り扱い、さらに近隣町村の経済効果対策の差別化として、その有料観覧席のチケットを大樹町内の商業施設を利用する。その利用に応じて、そのチケットをお渡しし、これをチェックインのときにパスとして取り扱っていただくという考えなのですけれども、当然ながら町内の商業施設を利用しない場合は、先ほどのパスに関してはチケットを購入していただくというような考えがございます。これによって、町内の飲食店の商業施設の経済効果もあり、さらには間接的ではありますが、役場職員の負担の軽減原資になるかと思われまます。さらに、町内における宇宙関連産業に対するムードも、より多く集まると私は考えますが、これについてまず質問させていただきます。

2つ目になりますけれども、非常に現段階において今後のHAPの活動プロセスを説明するのは、やや難しい面があるかと思いますが、2023年に予定している人工衛星軌道投入ロケットZEROは、まず既存の施設では打ち上げができない、よって新射場整備が必要である。そしてZERO自体、型式認可、もしくはそれを申請しなければならない、こういうことが同時進行的に射場認可も取得も進めなければならないということなので、恐らくこれがメインになっているのではないかと思われまますが、附随してスペースポート計画の本格的な射場誘致への進捗などがあればお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の航空宇宙関連事業の進捗について、お答えをいたします。

5月4日のMOMO 3号機が、民間単独開発ロケット日本初の宇宙空間到達という快挙達成後、約2カ月での挑戦となりましたMOMO 4号機は、7月27日16時20分に打ち上げられましたが、打ち上げ約64秒後に機体に搭載したコンピューターが異常を感知したことにより、エンジンを自動で緊急停止、最大高度約13キロに到達後、射程より9キロの警戒区域内海上に落下し、残念ながら宇宙空間へは到達しませんでした。

インターステラテクノロジズ社では、今回の原因について解析中ではありますが、2023

年の人工衛星軌道投入ロケットZEROの打ち上げに向けて、JAXAや室蘭工業大学等の支援を受けながら開発を進めていると聞いており、6月21日に設立をしました北海道航空宇宙企画株式会社（HAP）としては、事業運営会社への移行を前提とした事業計画の策定に向けて、着実に取り組みを進めていくことが重要であると考えているところであります。

1点目の観覧の有料化につきましては、町は今回についても、これまでの打ち上げ実験と同様に警察と協議し、車両の安全な運行と路上駐車による通行の妨げがないよう交通規制と見回りを実施し、道路と駐車場の誘導などに職員を配置して対応しております。しかし、たび重なる実験の延期により、職員の負担も大きくなっていることから、今後は、インターステラテクノロジズ社とも協議をしながら、議員ご提案の観覧の有料化や、それによる商業施設への経済効果の波及方策等を含め、観覧会場の在り方について検討を進めたいと考えています。

2点目の今後のHAPの活動プロセスにつきまして、6月21日に設立したHAPでは、事業運営会社への移行を前提とした事業計画の策定に向けて、道外の航空宇宙に関する事業者や専門家からアドバイスを受けるなど、具体的な検討を進めているところであります。

また、人工衛星軌道投入ロケットZEROの内閣府への型式認定の申請に向けては、現在、インターステラテクノロジズ社において、事前相談に向けた準備を進めていると聞いており、ZEROがロケットの型式認定を受けた後、そのロケットを打ち上げる射場としての適合認定の申請へと進んでいくことになることから、その進捗に合わせ、射場の適合認定の申請に向けた準備を進めていきたいと考えております。

今月下旬には、大樹町、帯広商工会議所、帯広信用金庫、十勝毎日新聞社、北海道、北海道経済団体連合会、HASTICなどのHAPの役員・顧問を構成する機関・団体の実務者等で構成する「宇宙のまちづくり推進連絡会議」を設置し、先月、顧問に就任をいただいた豊田中央研究所の加藤会長から、トヨタのアイデアやノウハウを提供いただきながら、ZEROに限らず国内外のロケットを打ち上げることができるよう、ハイスpek的な射場の整備を含めた具体的な事業計画の策定に向けて検討を進めることとしており、北海道スペースポートの実現に向け、オール北海道で取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、町長のご返答にもありましたが、1点目のことなのですけれども、たび重なる延期によって職員の負担も大きいということですので、ちょっとここで1つ。誰しもがロケットの打ち上げ自体が、何か未来産業のベンチャービジネスみたいに思えて仕方がないところがあるとは思いますが、我が大樹町では、もはやこのHAP自体がコンソーシアム的な体制にあるのではないかとということを再認識する必要がある、私はあると思います。

具体的に言うと、今回の打ち上げに関しても、継続性のある1つのルールをつくらなければいけないと。無料観覧についても、それを有料化にするというためにはそのルール、つま

りレギュレーションをつくってやるということが重要ではないかなと。これは先ほども言ったとおり、この夢ある打ち上げに関して、もしくは将来的な宇宙関連産業に向けて目的がぶれないように、ぜひそれを実現化するために今の課題をクリアさせていかなければならないというふうに私は考えるので、ぜひとも単純に収入を得るということだけではなくて、これに便乗すると言ったら言葉不適切かもしれませんが、町内の活性する1つの要因として、さらには大きなムードを上げるための要因として、そのパスをしかも現代社会においてキャッシュレス化が通っていますので、あまり現金トラブル、現金を取り扱いと入場時にいろいろなトラブルの要因にもなりますので、キャッシュレス化して、そのパスをできる限り町内の施設で使ってもらって、商業施設を使ってもらって入っていただくという体制に切り替えることは、非常に重要だというふうに思います。

さらには夏場だけに限って皆さんというか、町民の皆さんも夏場に限ってという段階にしか思われていないようですねけれども、今後は冬場の可能性も十分あるというふうに私は聞いておりますし、そういう事態になったときには、やはり先ほど町長のご答弁にもありましたが、観覧会場の在り方というものは十分に、早急に対策を考える必要があるのではないかなというふうに思いますので、再確認の意味で、これについては町長、どういうふうにお考えですか。早急に進めるべきなのかどうなのかという、具体的に言わせていただきます。よろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

インターステラテクノロジズ社が実施をしております、今現在のロケットの打ち上げに関する会場の運営の在り方については、議員から前回も、6月の定例会でもご質疑をいただいております、ご発言が同様の内容になるということについては、ご了解をいただきたいというふうに思いますが、前回の一般質問でもご答弁を申し上げましたが、やはり今現在の職員体制で今後も継続していくということは、私はならないかなというふうに思っておりますので、何らかの形で効率化を図っていくことも肝要かなというふうに思っておりますし、打ち上げの受け入れの駐車場の状況も含めて、どういう対応をとっていくかというところについては、議員ご指摘のとおり、有料化を図るところも検討の項目かなというふうには思っております。

また、多くの道内外から打ち上げを見学に来ていただける方々もいらっしゃいますので、その方々のぜひ地元の商工業の皆様にとっても、いろいろな部分で恩恵があるようなそういう対応についても、とっていききたいかなというふうに思っているところでもあります。これからどういう形で実施をしていくかについては、また、商工会等々ともご相談をさせていただきながら、進めていければなというふうに思っておりますし、ご提案のいただいたチケットの使い方、活用の仕方についても、そういう考えもあるのかなというふうに思いましたので、参考にさせていただければなというふうには思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まさしく今、町長のご返答にもあったのですが、ぜひともそういうレギュレーションを作成していただきたいと思います。さらには、ちょっと想像していただきたいのですけれども、この4年後にある予定しているZEROの打ち上げになりますと、これはご存じのとおり500キロ圏内、宇宙圏の500キロを超えるそういう打ち上げになりますけれども、規模的にも相当なものがあるという予想できます。そうすると、なおかつ、今の体制でやっているようなことが、本当に対応できるのかなというそういう懸念も私は感じておりますので、ぜひとも今のうちから1つのベースをつくっておいて、いくことは必要かなと。

全くこれは個人的に以前、IST社の稲川氏からいただいた言葉というか、お聞きした言葉なのですが、実はロケットを上げるためには技術とお金だけではないと。これ変な話、最初のMOMO1号機のとてにつくったTシャツにも全部書かれているのですけれども、実はそれに関わる人間の情熱とか熱意が結集しないと、なかなか打ち上げには成功に至らないのだと。その言葉を聞いたときに、私は、まさしくそういうことなのかなというふうに強く感じた記憶があります。これは別の意味で言い替えると、町内の町民全体がそういうムード、またはそういう熱意を結集しなければいけないという意味に、私はとらえたところでございますけれども、やはりこの推進力というのは、町民総意の推進力だと私は思っておりますので、さらにより大きく前進させるためにも町内全体が、ムードを高める方向につながる政策が必要かなというふうに思っております。

続いて2点目になりますけれども、先ほど町長のHAPの活動プロセスをお聞きした中で、もはやHAP自体は、いずれその事業運営を移行するというふうにご説明が、以前からあったと思うのですけれども、やはり今ある体制で、うまく先ほどもお話ししたように、今度、衛星軌道投入型ロケットになりますと、ロケット自体の認証申請が必要ですし、射場も、それに合わせた適正認可が必要だということになりますので、そこまでいくための私はある意味タスクフォースなのかなという感じもしております。ですが、これは、あくまでも今あるムードをいろいろな角度からお聞きしますと、中央政府を筆頭に関係機関の連携がとれているなという、それは強く感じております。

さらには、具体的に言いますと、5月の報道では平井宇宙担当相の我が町射場のポテンシャルの評価を高く評価されていますし、6月にはある意味、地方創生の片山担当相が鈴木知事を通して、大樹町の射場を高評価していると。

ここで1つ、また再質問になりますが、前回の私の質問でもあったように、地方創生のアイテムになっているということやうまく、今、打ち上げに便乗という言葉は適切かどうかわかりませんが、適切でないかもしれませんけれども、やはりこれを1つの観光資源的な要素で、今後、最終的なゴールというのはZEROの打ち上げになるかと思っておりますので、それまでに前回の質問で私、DMOについて観光資源としてうまく活用してはどうかというふう

に、町長にお聞きしたと思うのですけれども、これについては町長、こういう形の中で進めていって、まだ、ちょっと時期尚早ではあるかと思うのですけれども……。

○議 長

寺嶋君、もう少し簡潔に。

○寺嶋誠一議員

わかりました。いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の2点目で、今後のHAPを含めた射場の進め方については、まだ具体的にとは言えない状況かもしれませんが、今現在、取り組んでいること、今後、進めなければならないこと等については、回答をさせていただいたところでもあります。

議員ご指摘のとおり、ロケットの打ち上げ、航空宇宙の取り組みというのは観光の力もありますので、そこはぜひこれから多くの皆様に大樹町にご来場いただいて、大樹町の取り組み、または見学をご視察いただきたいなというふうに思っておりますので、その際に来ていただいた方に対してのおもてなしも含めた観光面での取り組みについては、取り組んでいきたいなというふうに思っております。やはり今現在必要なのは、どういう射場をつくっていくかということを中心に全力で進めるということが第一義だと思いますし、それが実現した暁には、その射場を使ったロケットの打ち上げに伴う観光事業も大きな展開が期待できると思いますので、まずはHAPを主体としたこれからの射場の在り方についての検討を早急に進めるということをまず第一義で、鋭意進めていくことが今現在、求められていることかなというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

大変ありがとうございます。お聞きしますところ、つい最近かと思われませんが、HAPの顧問に元トヨタ自動車の会長がなられたというふうにお聞きしています。これから様々な情報を収集して、どのような展開を示すかということで、先ほど町長のご答弁にもありましたが、やはりまずは先ほど言った射場に向けて進むということで、それから派生するいろいろな強力な要素がありましたら、それに向けていろいろな検討をしていただければなと思います。

ということで私の質問は、これにて終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長

お諮りいたします。

議事日程上、明日7日から8日まで休会としたいと思いますが、これにご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、明日7日から8日まで、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時33分

令和元年第3回大樹町議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月13日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 決算審査特別委員会報告
- 第 3 認定第 1号 平成30年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 2号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
- 第 5 認定第 3号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 4号 平成30年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 5号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 6号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 9 認定第 7号 平成30年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第11 陳情第 2号 介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情について
- 第12 陳情第 3号 核兵器禁止条例への日本政府の署名と批准を求める陳情書について
- 第13 陳情第 4号 「日米貿易協定交渉に関する意見書」採択に関する陳情書について
- 第14 発委第 2号 日米貿易協定交渉に関する意見書について
- 第15 発委第 3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 第16 議員派遣について
- 第17 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺嶋誠一	2番 辻本正雄	3番 吉岡信弘
4番 西山弘志	5番 村瀬博志	6番 船戸健二
7番 松本敏光	8番 西田輝樹	9番 菅敏範
10番 志民和義	11番 齊藤徹	12番 安田清之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務長	小 森 力
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	清 原 勝 利
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松 木 義 行
主 任	太 田 翼

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 船戸健二君

7番 松本敏光君

8番 西田輝樹君

を指名いたします。

◎日程第2 決算審査特別委員会報告

○議長

日程第2 平成30年度決算審査特別委員会報告を行います。

去る9月3日の本会議において、決算審査特別委員会に付託した認定第1号平成30年度大樹町一般会計決算認定についてから認定第8号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの8件の審査が終了しておりますので、報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、齊藤徹君。

○齊藤決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和元年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

1、委員会開催日、令和元年9月9日から12日まで。

2、事件及び審査の結果。

事件の番号は、認定第1号平成30年度大樹町一般会計決算認定から、認定第8号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの8件であり、本特別委員会における審査結果は8件全て認定といたしました。

以上、別紙のとおり、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長

委員長報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 認定第1号

○議長

日程第3 認定第1号平成30年度大樹町一般会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております平成30年度大樹町一般会計決算認定に反対の討論を行います。

総務費、徴税費、賦課徴収費の十勝圏複合事務組合滞納整理機構への支出です。日ごろから滞納整理に町職員の皆様が力を合わせて高い収納率を上げております。私は、町民の問題は、町の職員で解決していくことが重要だと考えております。住民の事情をよく知る町職員にそれを担う力を備えていると認識しております。

このことから、滞納整理機構に回すことなく職員で徴収するべきと考え、本決算に反対をいたします。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

平成30年度大樹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

歳入の状況を見ますと、調定額に対する収入割合は、前年度と同じ99.6%となっており、主要財源である町税の収入割合は97.6%と引き続き高い数字を維持し、決算額は前年度とほぼ同額の8億7,289万円となっております。

歳出の執行率は97%で、前年度に比べ3.9ポイントのプラス、翌年度繰越額を除いた不用額は前年度とほぼ同割合の2.4%であり、効率的に予算執行されているものと判断いたします。

この結果、繰越財源を除いた実質収支は2億7,066万円の黒字となり、歳入の確保や歳出の削減に対する努力は十分評価できるものであると考えます。また、地方債の現在高は、交付税措置のない起債の借入れを行わなかったことなどにより、起債償還額が起債借入額を上回ったことから、1億9,920万円の減となっております。

基金残高については、普通交付税が前年と比較し減少したことなどにより、財源確保として財政調整基金を繰り入れたものの、歳計剰余金を減債基金や公共施設整備基金に積み立て

たことにより0.5%増の34億6,748万円となっております。報告のあった健全化判断比率においては、起債の償還が順調に進んでいることなどから、各比率が減少し引き続き健全な財政状況となっております。

予算執行の内容や成果についても、決算審査意見書のとおり、効率的かつ適正に執行されておりますので、平成30年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

以上です。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号平成30年度大樹町一般会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

お座りください。

起立9人。起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 認定第2号

○議 長

日程第4 認定第2号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第5 認定第3号

○議 長

日程第5 認定第3号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の討論を行います。

この制度は、発足当初から高齢者を区別することになると批判が多く、それまでの老人保健制度でよかったと考えております。

よって、本決算認定に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

船戸健二君。

○船戸健二議員

ただいま議題となっております認定第3号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築された制度です。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、制度発足後11年が経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収や対象者の加入、離脱の届け出、また、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところでもあります。

本会計においては、事業運営が円滑に進められており、事務処理においても適切に処理さ

れていることから、本会計の決算に賛成いたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第3号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件
を起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

お座りください。

起立10人。起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第6 認定第4号

○議 長

日程第6 認定第4号平成30年度大樹町介護保険特別会計決算認定について、討論を行
います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号平成30年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決
いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第7 認定第5号

○議 長

日程第7 認定第5号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第8 認定第6号

○議 長

日程第8 認定第6号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第9 認定第7号

○議 長

日程第9 認定第7号平成30年度大樹町水道事業会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号平成30年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第10 認定第8号

○議 長

日程第10 認定第8号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第8号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第 1 1 陳情第 2 号

○議 長

日程第 1 1 陳情第 2 号介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

先の定例第 2 回町議会において本委員会に付託され、継続審査といたしました陳情第 2 号介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情について、8 月 1 5 日、3 0 日に開催した委員会での審査結果につきまして、大樹町議会会議規則第 9 4 条の規定によりご報告いたします。

介護保険制度は、開始から 2 0 年を迎えましたが、介護サービス利用者は年々増加する一方、介護人材については慢性的な人手不足が顕著となっております。

厚生労働省によると、介護人材の確保育成が進まなければ 2 0 2 5 年度には 3 0 万人以上の不足が見込まれることとなり、早期の対策が求められております。

各種調査によると、介護従事者の賃金水準は他産業に比べ低いこと、夜間や休日勤務のほか、利用者との人間関係など心身的な負担が大きいことなどを理由に、若年層を中心に仕事にやりがいを感じながらも離職するケースが多いとされています。

このため、国では交付金や介護報酬による賃金水準の引き上げなど、介護従事者の処遇改善を進めているところであり、1 0 月からは新たな加算措置も講じられます。

介護報酬引き上げなど介護従事者の処遇改善については、平成 2 6 年の医療介護総合確保推進法の施行の際などにも陳情を受けていますが、最も重要なことは介護保険制度の維持存続であり、そのためには国が全ての財源を負担することは困難との認識から、採択に至らなかった経過もあります。

介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の育成確保が不可欠ですが、処遇改善による対策は段階的に講じられてきており、1 0 月から講じられる新たな対策の効果も見定める必要があるとともに、介護保険制度の持続性確保を最優先に、介護サービスの負担の在り方については、引き続き議論を重ねていくべきとの認識に至ったことから、本陳情については不採択とすることに決定しました。

以上、委員会報告を終わらせていただきます。

○議 長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより、陳情第2号介護従事者の処遇改善に関する意見書についての陳情についての件
を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

◎日程第12 陳情第3号

○議 長

日程第12 陳情第3号核兵器禁止条約への日本政府の署名と推進を求める陳情書につ
いての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

先の定例第2回町議会において本委員会に付託され、継続審査といたしました陳情第3
号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情について、8月15日と30日
に開催した委員会での審査結果につきまして、大樹町議会会議規則第94条の規定により
報告いたします。

核兵器禁止条約につきましては、一昨年、交渉に参加した129カ国中122カ国の賛
成で採択され、現在まで発効に必要な50カ国の半数となる25カ国が批准しております
が、核兵器保有国やその同盟国の多くはこの交渉に参加せず、我が国も交渉には参加して
いません。

政府は、核兵器廃絶への実効性を高めるためには、核兵器を保有する国と廃絶を求める国の対立の構図ではなく、対話を進める環境を整えるべきであり、日本は唯一の被爆国として橋渡し役を果たすべきという立場をとっています。

本町を含むほぼ全ての自治体は平和首長会議に加盟しており、非核平和を宣言している自治体も全体の9割以上であることは、戦争や核兵器のない平和の世界の実現が国民の共通の願いであることの証ですが、条約参加についての意見書を提出している自治体は全体の4分の1程度となっています。

これを踏まえて条約への署名、批准を求める意見書の提出について審議した結果、核兵器保有国が交渉に参加していない状況下においては、核兵器保有国と非保有国の対話を通じて、国家間の対立を助長することなく進めるべきであり、日本はその橋渡し役を担うべきという政府の取り組みをいましばらく見守るべきとの結論に達したため、本陳情は、不採択とすることを決定いたしました。

以上、委員会の報告を終わらせていただきます。

○議 長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第3号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

◎日程第13 陳情第4号

○議 長

日程第13 陳情第4号日米貿易協定交渉に関する意見書採択に関する陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

ただいま議題となりました陳情第4号日米貿易協定交渉に関する意見書採択に関する陳情書については、9月3日、本委員会に付託され、9月5日、委員会を開催して審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定によりご報告いたします。

なお、本陳情は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済財政政策担当大臣に対し、日米貿易交渉協定に関する意見書の提出を求めるものであります。

日米貿易協定交渉に当たり、我が国の食糧主権及び食料安全保障が守られるよう、国民への安全で安心な食料を安定的に供給する観点から、我が国の食糧主権と食料安定保障を守ることを基本に、交渉内容の丁寧な情報提供を行い、国民合意がないまま交渉を拙速に妥結しないこと、農業者の不安を払拭するため、国内の農業・農村をつぶしかねない米国の強行な要求に屈することなく、重要農畜産物の関税削減・撤廃及び輸入枠拡大などは、断じて受け入れないことを求める本陳情については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、本趣旨をご理解の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議 長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第4号日米貿易協定交渉に関する意見書採択に対する陳情についての件を

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

◎日程第14 発委第2号

○議 長

日程第14 発委第2号日米貿易協定交渉に関する意見書についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書については、先ほど経済常任委員長から報告のありました陳情第4号と趣旨、内容が同様でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより、発委第2号日米貿易協定交渉に関する意見書についての件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第3号

○議 長

日程第15 発委第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、北海道町村議会議長会から要請されたもので、9月5日、委員会を開催して審査した結果、本町の林業・木材産業にも深く関わるものと判断し、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や、林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1つ、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2つ、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3つ、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、本趣旨をご理解の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員派遣について

○議 長

日程第16 議員派遣についての件を議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第17 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、令和元年第3回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時47分